

歴史的公文書を後世へつなげる 仙台市公文書館



2018年4月、宮城県公文書館へ取材に伺った時に、発足したばかりの仙台市「公文書館設置準備室」を訪ねたことがあった。それから5年、市内青葉区にある旧貝森小学校の校舎を利用し、評価・選別した歴史的公文書を保存・公開できる公文書館が開館し、2023年7月3日、郡和子市長など関係者が出席して記念の式典を開催した。

仙台市公文書館は宮城県内では2番目、全国20の政令指定都市では11番目の公文書館となった。郡市長は「仙台市の歩みそのものとも言える歴史的公文書を、良好な保管環境の下で永久に保存し、次代へ引き継ぐ重要な役割を担う施設です。市民の皆さまに市政への関心と理解をさらに深めていただけるよう、さまざまな工夫をこらしながら、公文書の保存と施設活用の取り組みを進めてまいります」(仙台市HPから)と挨拶された。今回は同館の庄子淳館長に開館までの経緯を中心にお話を伺った。

(取材訪問日：2023年12月25日)

ながい つとむ
JIIMA 広報委員会 認証アーキビスト 長井 勉

開館までの経緯

一開館から半年近く経ちました。いかがですか。

当初2022年7月の開館予定だったのですが、コロナ禍で準備が遅れました。その上、2022年3月の福島県沖地震が発生し、建物の一部が損傷し、補修工事が必要になりました。すでに排架した書架から文書類が落下し職員総出で作業したこともありました。その結果、開館が1年遅れました。



戦時体制下の市政などの展示

一公文書館の設置に早くから取り組まれていたと聞いていました。

昭和50年代から郷土史研究団体などから公文書館の設置の要請がありました。公文書館法が1987年に施行され、市としてもその必要性は認識していました。

一庁内外から検討会の設立の声がありました。

市議会からも公文書館の設置の意見が出され、庁内職員によって「公文書館設置研究会」が2003年に設置されました。当時は既設の建物(旧図書館)の再利用を考えていましたが、老朽化等によって工事も難しく、具体的な検討までには至りませんでした。

一2011年には公文書管理法が施行し、自治体にとっては努力義務ですが、歴史的公文書の保存・公開への施策が目目されるようになります。

仙台市では、1990年から市制100周年事業として仙台市史編さん事業がスタートしました。2014年には全32巻が刊行されましたが、2013年8月に市史編さん専門委員会から仙台市長に「仙台市史編さん事業の収束についての提言書」が提出されました。具体的には、公文書館機能を有する施設(組織)の整備を促進することです。公文書館の必要性が高まり、歴史的公文書の保存の規定を作成しました。

一この提言は公文書館設置に向けた大きなインパクトです。次は歴史的公文書の選別・収集の作業です。

まずは歴史的公文書の収集選別の基準作りです。2015年3月に庁内関係課による検討委員会において検討しました。す

に他の政令市で定めている同様の基準などを参考にして策定しました。歴史的公文書の収集選別を試験的に開始したのもこの頃からです。対象は文書法制課が所管する書庫に保存している文書です。

小学校の校舎の再利用

―旧貝森小学校の跡地利用が決まったのは。

貝森小学校は2015年3月に閉校しましたが、2017年2月に校舎の利活用策として、公文書館施設の設置が決定しました。この学校周辺は仙台市内の新興団地で昭和の終わりに開校したのですが、年々少子化が進み閉校することになりました。したがって30年程の歴史の学校でしたが、地元からは存続の声もありましたので、館内に「学校アーカイブズ」として展示室(メモリアル・スペース)を作りました。当時の父兄が来館されたりもしています。



貝森小学校の歩み



貝森小学校の校章

―2018年4月に宮城県公文書館に取材で伺った折に仙台市役所に立ち寄りました。公文書館設置準備室が立ち上がったばかりの頃です。

準備室では職員2名、嘱託職員2名で歴史的公文書の収集選別を開始しました。すでに文書法制課の書庫にある保存文書

の移管はほぼできています。収蔵可能量は幅6cmファイルで11万冊分相当、30年分以上の使用を想定しています。

5年間かけた歴史的公文書の評価・選別作業

―有識者による検討会議の設置もその頃ですか。

2020年7月から、公文書館の設置にあたり、館の運営検討や歴史資料として重要であると認められる文書の収集選別、保存及び活用に関する基準の検証や策定を効果的に行うために有識者等の意見を聴き取ることを目的に設置しました。

―どのようにして各課に歴史的公文書の移管準備のお願いをしましたか。

各課に、公文書館設置に伴い、保存年限が満了したら廃棄するのではなく、重要な文書は公文書館に移管すること、そして5年、10年の保存文書にも歴史的公文書として価値がある文書もあることを伝え移管をお願いしました。各課の担当者と協議しながらです。当時は市職員にも歴史的公文書とは何か、公文書館の役割など知られていませんでしたが、その後、2ヶ月ごとに公文書館設置担当からニュースを発行して、例えば職員が興味ありそうな歴史的公文書の紹介など周知に努めました。2021年7月に旧貝森小学校の改修を終えて、2022年3月から歴史的公文書を書庫内に搬入しました。

―開館までの5年間、歴史的公文書の移管作業はじつくりできましたか。

お陰様で5年間で職員の歴史的公文書に対する意識は変わってきましたけれども、職員への発信はまだ必要です。各課では庶務担当の係長クラスの職員が文書管理を担当しています。文書を作成してファイリングすることまでは知っていても、保存、移管といった文書のライフサイクルまではあまり認識されていません。係長、課長級の研修でも歴史的公文書を周知する必要があります。

―公文書館への移管量はどのくらいですか。

まだ未整理のものもありますが、文書法制課の書庫からは明治・大正期から平成までの公文書を大量に移管しました。また市史編さん事業で収集した文書類も博物館から移管しました。歴史的公文書の目録のシステムを構築しており、移管した歴史



移管された歴史的公文書

的公文書の目録の入力に取り掛かっています。現在、約12,000件の入力を終えています。

一 公文書館の体制は。

館長以下9名体制で進めています。その中で専門職として芸芸員の資格者が5名いますが、認証アーキビストはいません。

一 開館のPRはどのようにされましたか。

まず仙台市の市政だよりに特集ページを掲載し、また地元新聞やテレビ、タウンニュースにも取り上げていただきました。近くに住む人に多く来て頂きました。

一 公文書館設置前はどこで保存・公開していましたか。

仙台市の市政に関する情報提供の窓口である市政情報センターで、公文書の開示請求として受付していました。今でも市政情報センターに問い合わせがある場合には対応しています。情報センターは市内に3か所と東京事務所にも設置されています。

欠かせない公文書管理の条例化

一 開館前の2023年3月に公文書管理条例が公布されました。

当市では1991年10月に「仙台市情報公開条例」を施行し、公文書の開示を中心とした情報公開制度により、公正で透明な開

かれた市政の実現に取り組んできました。情報公開制度が適切に運用されるためには、その前提として、公開の対象となる公文書が適正に管理されている必要があります。従来の文書管理に関するルールは、市長等の市の各機関がそれぞれ内部規程として定めたものでした。公文書管理条例の目的は本市の公文書管理の基本的事項を定め、公文書の適正な管理と歴史的公文書等の適切な保存や利用等を行うことです。

市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市の諸活動を現在・将来の市民に説明する責務を果たすため、条例には4つのポイントがあります。①公文書の管理、②歴史的公文書等の保存、利用等、③仙台市公文書館の設置、④職員研修。職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うため必要な研修を実施していくことを規定しています。条例案の段階で2022年10月から1ヶ月間パブリックコメントを募集し、複数の建設的なご意見を頂きました。当初は公文書館の設置を優先させていたのですが、開館が遅れたために条例の制定も同時に進めることができたと言えるでしょう。

一 仙台弁護士会からの公文書管理条例の制定を求める声明があったようですが。

同会は以前から公文書管理に熱心な取り組みをしています。2017年2月に「公文書管理条例の制定を求める意見書」をいただいたこともありました。仙台市の条例が施行した後も、宮城県内のすべての自治体に対して公文書管理条例の制定を求める声明を出しているそうです。

震災公文書の廃棄と保存

一 膨大な東日本震災関連文書の選別と保存はどのように対応しましたか。

仙台市では大災害と復興の記録は後に歴史的公文書になりうるとして、各部署に対して当面保存期間に関係なく保存をお願いしました。その結果、文書も膨大になり保管場所の確保に苦労してきました。そこで震災関連文書の選別ガイドラインを、国のガイドラインを参考にして作成しました。また阪神・淡路大震災を経験した神戸市にも問い合わせ参考にしました。神戸市では約6,400箱の震災関連文書を選別して約4割廃棄したそうです。住民の個々の記録でなく、仙台市としての震災の記録を保存することが目的です。したがって給付金申請や罹災証明な

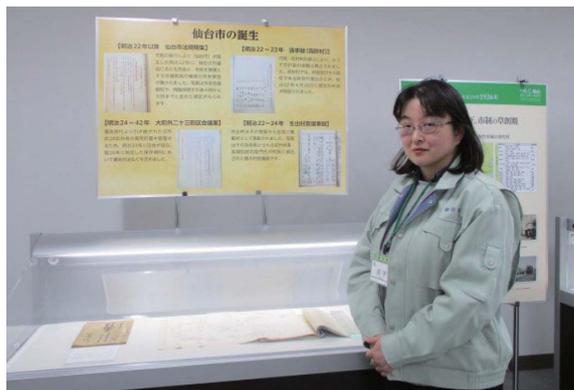
どは対象外としています。ようやく各部署に保存の基準を示すことができました。新型コロナ対応文書も歴史的公文書として永年保存することにしています。

一県内の自治体の動向は。

被災関連文書の保存について、いくつかの被災自治体から問い合わせがありました。やはり保存をどうするかが各自自治体の検討課題です。

一仙台市はミュージアムが多い町ですね。

市内には歴史民俗資料館、博物館、文学館などの市立ミュージアムだけでなく、大学関係のミュージアムもあります。今後は仙台・宮城ミュージアム・アライアンス(仙台・宮城地域の多様なミュージアムが連携する組織で各施設の特長を活かしながら、人々の知的好奇心とミュージアムの知的資源が交わり循環することを目指している)などとも協力して勉強会や企画なども進めていきたいですね。



庄子 淳 館長

一どのような公文書館をめざしたいですか。

仙台市で過去にどのようなことがあったのかを知る拠り所の一つとして、広く市民に認識していただけるのはもちろんですが、仙台市公文書等の管理に関する条例において「市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」と定めているように、これからの仙台市を考える職員や市民が、仙台市の過去に学ぶ場として認識していただける公文書館でありたいです。

一本日はご多忙の中、お話を伺うことができありがとうございました。

インタビューを終えて

この正月休みに司馬遼太郎の書いた『全講演3』(朝日文庫)を読んでいたら面白い話に出会った。その中で、東洋学者・中国史学者の貝塚茂樹(1904-1987)が「文明人と野蛮人を区別する方法は一つしかありません」と古代中国を例にとった話である。もちろん「文明人」は中国人、「野蛮人」は辺境地の民族(ウイグル人やモンゴル人)のことで、文明人はすべて記録するが、野蛮人は亡くなった人のことは記録しないからだという。

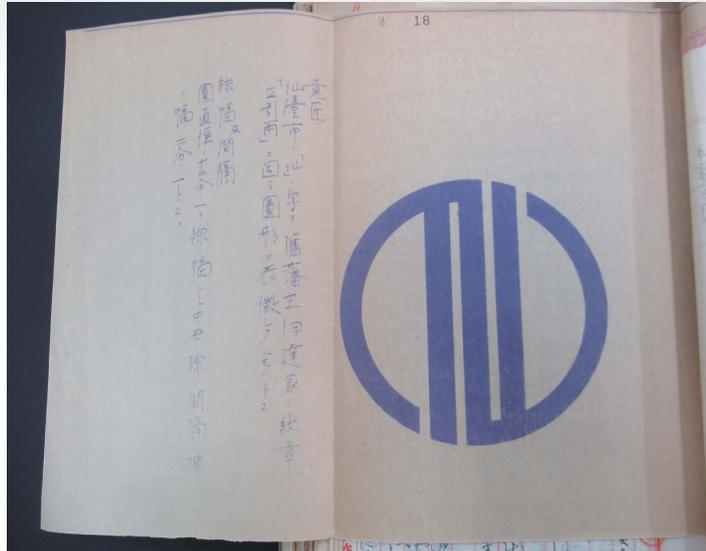
そこで中国人が歴史を記すことに執着する故事を以下に紹介しよう。古くは中国の春秋時代に斉の国王である荘公はその家臣の崔杼に殺された。記録者は「崔杼、その君を弑す」と書いたところ崔杼は記録者を殺した。その弟が記録者になり同じことを書いたら崔杼はその者を殺した。その弟がまた同様に記録を書いた。崔杼は諦めて、これ以上記録を歪めることはできなかった。この話は『司馬遷史記』の「左伝」に載っていることを友人に聞いたことがある。

もう一つ紹介するならば、清の時代の各皇帝には常に記録係が仕えて一部始終を記していた。咸豊帝(1831-1861)の側室だった西太后(1835-1908)は彼の没後、権力者として君臨したが、側室の時から記録に対しては時には皇帝に替わって、忠実に務めたという話も伝わる。言い換えれば、中国の皇帝は後世あるいは次世代を考えて歴史の事実を遺し、編さんして史書を起してきた。したがって歴史を編むことなく、後世を考えない国は「野蛮な国」になるという論法が成り立つ。したがってこの国の約1,700の自治体の内、公文書館設置は約5%の自治体しかない実態からみて、後世に公文書を遺すことに積極的に取組んでいるとは考えにくく、それは貝塚流に考えれば、公文書館法があるにもかかわらず、この国は文明国とは決して言えない。

さてインタビューを通じて思うことは、開館前の5年間にわたって保管すべき歴史的公文書の評価・選別に努力したことである。各課を巡回し、歴史的公文書の定義や保存年限と歴史的公文書の関係、後世をしっかりと見据えての評価・選別の基準説明などに精力的に活動したことだろう。おそらく公文書館が開館したことに職員がどのように対応すべきかをイメージできる職員は多くはない。さらにルールはわかっているても実際の歴史的公文書の扱いは各課の業務内容によって変わってくる。したがって現用文書の管理が杜撰だと良質な歴史的公文書は生まれない。巡回指導した時には、改めて公文書管理のルールを説明したこともあったはずだ。これらの努力の結果、適切な公文書管理と公文書館の位置づけを職員が実践的な指導・研修を受けたことになった。今後も各職員階層別の研修を繰り返すことは欠かせない。

もうひとつ特筆すべきは、開館が遅れた結果としてもたらされた公文書管理の条例化である。これまでの公文書管理規定だけでは実行できなかったことは、条例によって市民のための公文書であることが明確にされたことである。この結果、情報公開条例と併せて公文書管理が市政活動の信頼と説明責任を果たすことができるようになった。そして後世へ仙台市の歴史を引き継ぐことができるようになったのは公文書館のお陰だと職員、市民が領いてくれる日を期待している。

最後に記したいことは、専門職の育成である。他の公文書館では見られない5名もの学芸員が専門職として同館の利活用を促進してくれるだけでなく、人材育成にも寄与するだろう。幸いにして2022年度から東北大学大学院では認証アーキビストをめざす養成講座が設置された。実践を学ぶフィールドとして同館との連携した役割も期待したい。



昭和8〜19年雑書類
（仙台市紋章制定その他）
仙台市公文書館所蔵

仙台市の紋章は、昭和8年に制定されました。旧仙台藩主伊達家の家紋である三ツ引両（縦引両）から考案されたもので、仙台市の「仙」の字を図案化しています。

資料をひも解くと、当初は職員が30もの案を考案し、その後3つに絞られたもののうちから議会での質疑を経て、最終的に現在のデザインに決定したことが分かります。簿冊には廃案となったデザインも綴られており、中には市章としては斬新なデザインも見られます。コンパスや定規を使用して図形を描いた形跡も見られ、当時の職員の手仕事ぶりを垣間見ることができます。

簿冊には紋章制定の経緯のほか、「市職員應召者ニシテ戦病死シタル場合ノ給與其他ノ件」「勅語謄本送付ノ件」など、当時の社会状況を伺わせる文書も綴られています。

仙台市公文書館



◆ わが館の特長

仙台市公文書館は、歴史資料として重要な仙台市の公文書を歴史的公文書として適切に保存し、市民の皆様にご利用いただくための施設です。明治期以降の仙台市公文書のほか、仙台市に合併した旧市町村文書、市内全域の旧公図（和紙公図）、仙台市史編さん史料などを所蔵しています。

◆ 所蔵品

紙文書関連	約11,800点	写真・スライド	約130点
-------	----------	---------	-------

<https://www.city.sendai.jp/kobunsho/koubunsho/koubunshokan.html>

〒981-0942 宮城県仙台市青葉区貝ヶ森5丁目6番1号
TEL. 022-303-6074 FAX. 022-279-8811

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

公文書監理官による職員の意識改革 —相模原市、3年間の取組みを振り返って

JIIMA 広報委員会 認証アーキビスト なが い つとむ 長井 勉



相模原市の中心部と庁舎

はじめに

相模原市職員の不祥事に端を発し、検討を重ねた後に創設した公文書監理官（以下、監理官）制度について、その経緯を中心に『機関誌IM』（2023年1・2月号）で「全国自治体初の公文書監理官を設置した相模原市」をテーマに書かせて頂いた。その中で特に訴求したかったことは、相模原市の事例を見て適切な公文書管理には専門職員と職員研修が欠かせないこと

だった。

さて今号では一部重複する部分もあるが、3年間の監理官の活躍などを中心に、職員の公文書管理への意識の向上とその取組みについて記すこととする。その前に公文書管理法の施行以降に各地で起こった公文書を取り巻く不祥事に対して、再発防止にどのような取組みをしたのかを調べてみた（表1）。

表1 自治体による事案と原因、その後の対応

地方自治体名	発生した事案内容	原因	その後の対応
千葉県 公文書館	2016年3月までの1年間に1万177冊を廃棄	規則を無視、確認なし、専門職不在	マニュアル作成と制度整備、歴史公文書の選別アドバイザーを制定・施行
茅ヶ崎市*	2017年4月 住民異動届1500枚超を廃棄	廃棄の規定なし	「再発防止に取り組む」の宣言と公文書管理条例を2021年度から施行した
香川県立 文書館*	2017年11月 歴史公文書1万5千冊（農地転用などの文書）が廃棄扱いにされた。（歴史的公文書を守るために専門知識のある職員が残すべきだ主張していたが）	専門職の判断を無視	専門職の意見を取り入れること
平塚市	2017年9月 住民異動届などの申請関係文書や調査関係文書、経理関係文書、庶務関係文書など計455件誤廃棄（置き場所を間違ったために誤廃棄したという話もある）	保存期間の誤認識による廃棄。廃棄簿なし。委託事業者におけるデータ管理や同市が提供した保存期限の誤りにより起こった。	1.行政総務課と委託業者双方が保存文書に関わる関係データの確認を徹底する。2.委託業者への委託業務の履行の確認を徹底する。3.原因を究明し再発防止に向け体制を整備する
藤沢市*	2019年7月 公共料金書類の廃棄	廃棄簿、確認共になし	「再発防止に取り組む」ことを宣言した
目黒区*	2020年8月 議会運営委員会の議事録を廃棄したため議会活動が検証不能になった。裏会議の存在が明らかに	本会議を無視したルール違反	判断過程の記録、自治体の公文書管理の意識を徹底した

和歌山県	2021年9月 2015年以降の河川占用許可、道路占用許可申請に関する公文書、収入調査票20件などが所在不明	職員の管理不備	「再発防止に取り組む」ことを宣言した。具体的な取り組みは見当たらない
三重県*	2022年7月 職員の出張に関する復命書や議会関係資料のほか、予算要求や出納、会計、退職手当などの関係文書を、手続きを経ずに廃棄。公文書等管理審査会に歴史的公文書として意見を求める必要があったにも拘わらず	公文書管理条例で定める手続きを職員が失念した	「廃棄による実害はない」として、職員の処分はしない方針とした。「県職員としてあるまじきこと」と反省を促した
相模原市*	2021年10月 こどもセンターの職員が個人情報を含む公文書を持ち帰り、一般ゴミとして資源集積場所に排出したことが判明した。収集事業者が発見し、中身を確認したところ、児童の名簿など個人情報が記載された書類が含まれていることが判明した	通常1年間施設で保管した後、毎年5月に回収して溶解処分を行っているが、処分に漏れた文書を自宅に持ち帰り、廃棄しようとした可能性があった	公文書監理官は文書一覧表の整備、個人情報の記載がある文書の取り扱いの整理を助言。さらに個人情報保護についての研修などを実施した
法務省	2018年12月 職員の出勤簿や表彰関係の文書のほか、事件関係の記録や統計作成のための元データ。公文書管理法は、廃棄前に内閣府への報告を義務づけているが、職員が怠った。保存期間が過ぎていない公文書も12件あった。これらの公文書は、種類ごとに分類し、一定の期間を区切ってまとめたものを「1件」と数え、保存期間を定めて管理していた	ファイル約7千7百件を誤廃棄。公文書管理法は廃棄前の内閣府への報告を義務づけているが、文書管理の担当者らが知らなかった	関与した担当者を確認したうえで、処分について「適正に対応したい」とした
会計検査院	2020年12月 保存管理している各府省等から提出された計算書及び証拠書類の中で保存期間(5年)終了前に74件の誤廃棄が判明した。前年に廃棄を実施した際に誤って混入して誤廃棄した	計算証明書類の廃棄の際の確認が十分でなかった	(1)計算証明書類の廃棄の際の確認の徹底 (2)事務総局の幹部職員を含む全職員に対する指導・注意喚起 (3)全職員向けの研修の実施 (4)点検及び監査の徹底

*印は公文書管理条例が施行済の自治体（事案の発生当時は施行されていないが、現在は施行済自治体も含む）

以上9地方自治体（以下、自治体）と法務省、会計検査院から不適切な公文書管理の事案を紹介したが、ここで取り上げたいことは事案の内容や原因よりも本気度の高い再発防止に向けた対応策の内容である。不祥事に対する謝罪の定番としてよく耳にする「二度と起こらないように再発防止に努めます」であるが、これだけでは前向きな改善への姿勢は伝わらない。原因を徹底的に解明し、具体的な施策で再発防止に向けた取り組みを知りたいのだが。

（上記事案は以下の記事などを参考）

香川県 <https://ameblo.jp/trainbridge1/entry-12518872364.html>
茅ヶ崎市 <https://www.kanaloco.jp/news/government/entry-10980.html>
千葉県 <https://mainichi.jp/articles/20170420/org/00m/040/008000c>
平塚市 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/press/page02_e00001_00182.html
目黒区 <https://mainichi.jp/articles/20201030/k00/00m/010/368000c>
和歌山県 <https://www.security-next.com/129704>
三重県 <https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001024212.pdf>
相模原市 <https://www.security-next.com/131223>
法務省 <https://mainichi.jp/articles/20181214/k00/00m/040/127000c>
検査院 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ067837890T00C21A1CR8000/>

再発防止へ真正面から取組んだ2つの事例

上記自治体の不祥事の原因の多くは、①職員が公文書の保存期限や廃棄について規則通りに実施されていない ②専門職がないの2つに大きく分けられる。うっかりミス「破棄」と軽く捉え、なぜ廃棄が発生したかを公文書管理上だけの問題ではなく、職員の規律や育成に欠かせない研修の見直し、また職場のコンプライアンス意識調査などにまで踏み込んだ施策を考える自治体は少ない。中には実害がないことを理由に「反省」だけで終わりにした自治体もある。

また、ある市の担当者から聞いた話であるが、「公文書管理で何か不祥事があれば見直しや改革策を検討テーマにできるチャンスになるが、問題なく何も起こっていないから取組む必要はない」という。したがって、この市には公文書管理条例も公文書館もない。つまり不祥事の有無にかかわらず公文書管理を根

本的に見直すべきだと主張する首長は多くはない。ましてや公文書の廃棄事件が「住民に対して公文書管理の信頼を損うことになった」という首長発言は不祥事発生の自治体からはほとんど聞かれない。

そこで不祥事後の対策として、公文書管理に関して職員による職場の点検実施や職員向けの再教育や研修の見直しなどの根本的な対策を講じた会計院と相模原市^{*1}をまずは紹介したい。

①会計検査院

会計検査院の場合、誤破棄については、同院が不祥事に真摯に向き合う姿勢が現れている。2020年12月28日付の会計検査院報告において「行政文書の誤廃棄が確認されましたので、その概要と再発防止策をお知らせします。今回の事態を重く受け止め、今後、このようなことが起きないように、事務総局の幹部職員を集めて適正な文書管理を徹底するよう求めるとともに、全職員に対する注意喚起、研修の実施等を行うことにより、再発防止を徹底してまいります」と公表された。そして具体的な対策の中に、「全職員向けの研修の実施、職場の点検及び監査の徹底」を織り込んだ。単なる誤廃棄や公文書管理の不徹底と簡単に捉えるのではなく、根本から再発防止に臨んでいることがわかる。

②相模原市こどもセンター

相模原市こどもセンター事件の場合では、ゴミ収集者の機転で廃棄処分は免れたが、課内で把握されていない文書が作成・保管され、また定めた保存期間を超えて文書が保管されていたことも判明した。新たに配置された監理官は調査の実施から文書の一覧作成、個人情報記載文書の扱いなどの助言の他、保管文書の取り扱い一覧に関する調査・指導など数ヶ月にわたり実施した。

改めて感じるのは、調査から問題点の分析、一連の指導をした監理官の存在だ。文書管理で問題が発生した場合、先送りせずこのような素早い対応ができる専門職の存在は根本的な再発防止策につながるに違いない。しばらくは同センターの公文書管理・保存に追跡調査が必要だが、結果として監理官の存在がクローズアップされることになった。新聞報道では事件だけを取り上げたが、その後のきめ細かな対応の紹介と監理官

^{*1} 相模原市は、神奈川県内では横浜市、川崎市について第3位の人口規模、2007年3月の2町の編入合併により人口は72.5万人。緑区、中央区、南区で構成される政令指定都市（2010年4月）である。橋本駅周辺（相模原市緑区）にリニア中央新幹線の途中駅の設置が予定されている。

の導入効果について紙面を割いてはくれなかった。当該事件の職員に相当の処分が下ったのは言うまでもない。

そもそも監理官制度の動機は、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業（以下、本事業）に関わる職員の疑惑に対して、約4千万円の損害賠償を求めて同市が地裁支部に提訴した事件があったからだ。その内容は2年間に土地評価を一部の地権者が有利になるよう不正に引き上げるなどの不正行為や不透明な入札があった事実の他に、検証すべき公文書（廃棄ではなく、当初から不存在）がなかっただけでなく、不祥事から浮かび上がったのは職員の公務に対する意識とガバナンスの欠如も原因だった。

そして調査にあたった第三者委員会からの提言は組織運営の見直し、コンプライアンス上の意識改革、適正な公文書管理の改善などの取組みだった。このため同市は第三者委員会からの提言を受けて監理官制度を2021年4月に開始、今年で4年目を迎えた。話はさかのぼるが、公文書管理を巡る同市のこれまでの取組みを調べたので紹介しておきたい。

これまでの相模原市の公文書管理の取組 ～公文書管理条例化と公文書館の設置

年月	相模原市の取組	参考
1963(昭和38)年	ファイリングシステムと公文書科目表の導入	ファイリングシステム導入は1959年兵庫県西脇市
2001(平成13)年4月	情報公開条例施行	国の情報公開法は1999年自治体では1982年金山町
2004(平成16)年4月	文書管理システム運用開始	
2005(平成17)年4月	個人情報保護条例施行	
2010(平成22)年4月	政令指定都市	全国19番目
2014(平成26)年4月	公文書管理条例施行	政令指定都市4番目 全国16番目
2014(平成26)年10月	公文書館条例施行	
2014(平成26)年10月	公文書館開館	政令指定都市9番目 全国65番目 神奈川県内5番目
2021(令和3年)4月	公文書監理官による指導開始 公文書管理向上委員会の設置	地方自治体で初めての制度 公文書監理計画などの策定

同市の公文書管理の見直しのきっかけは2011年4月1日に施行された公文書管理法（「公文書等の管理に関する法律」）であり、その第34条「自治体に対し、同法の趣旨にのっとり、保有する文書の管理に関して必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない」という規定をしっかりと受け止めたことである。そして2012年4月、当時の加山俊夫市長は「現用公文書の管理の在り方について」を諮問をした。審議会内に公文書管理部会を設置し、市長諮問に対して調査・審議を行った。

その結果2013年6月、審議会は公文書管理において行政運営を効率的に行うとともに、公文書等を市民共有の知的資源として適切に保存・利用が図られるような制度として「公文書管理条例化」を提言し、条例に基づく公文書の適正な管理を着実に推進するよう要請した。

さらに公文書館の設置については、歴史的公文書をより適切に保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うために、「公文書館の設置」が必要であるとした。また、この条例の目的を十分に達成するため、「文書管理に関する専門家やこれに準じた知見を有する職員を配置」すべきであるとし、最後に電子文書・電子化文書の保存等については、電子媒体による公文書等の適正な管理を行うため、管理・取扱いのルールを確立・徹底をし、その保存に関する国の動向や技術革新の状況を調査研究することが望ましいとした^{※2}。

審議会提案を受けて、2011年同市総合計画前期実施計画のなかに「公文書を市民共有の知的資源として保存・利用を図るために公文書の管理体制とそのための条例化と公文書館機能の構築に向けた検討を進める」ことが盛り込まれた。総合計画に織り込むことによって実現への優先順位が高いことが判る。時折、公文書管理条例化が掛け声だけで進まない自治体では、総合計画などにその条例化が盛り込まれていないことが少なくない。

そして同市では5年以内の条例化の目標を立てた結果、2014年4月に公文書管理条例を施行し、さらに同年10月に旧庁舎（旧城山町）の一部を利用した公文書館を開館した。ちなみに同館の設置は神奈川県内（市19、町13、村1）では藤沢市（1974年）、川崎市（1984年）、寒川町（2006年）に次いで4番目である。同じ政令指定都市である横浜市には設置されていない。

それ以前のことを調べてみると、同市はこれまでファイリングに先駆的な活動を行ってきた。1963年からファイリングシステムと公文書科目表を導入し、早くから現用文書の管理と情報の共有に前向きな取り組みを開始した。これは職員の意識改革と



麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の区域と地中障害物

知的生産性の向上をめざしたものだ。2011年度の計画からわずか3年で公文書管理条例と公文書館が開館できたのは、このような長年の取り組みの実績があったことも見逃せない。その結果、公文書管理条例と公文書館による下支えが現用文書から非現用文書へのルールとフローが確立し、歴史的公文書が保存・公開される仕組みを構築した同市であるが、今回発生した不祥事をきっかけに組織や職員の規律に大きな改革を迫られることになった。

本事業に関わる不適切な事務処理と第三者委員会からの報告～職員と職場の意識改革

前述した2014年に決定した本事業において、起工式後の2019年5月に大量の地中障害物が見つかっただけでなく、地権者に有利になるように不適切な手法で宅地評価を引き上げ、また事業の委託者を選定する入札でも不適切な評価があったなど職員による杜撰な事業の実態が明らかになった。本村賢太郎市長は「市民の信頼を損なう重大な事案が散見され、重く受け止めている。事業の正常化に全力で取り組む」と述べ、第三者委員会に調査を依頼した。2020年3月に当該委員会からの報告では、組織運営上の問題に対する改善策として10項目を挙げ

※2 平成25年6月 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会「公文書の管理の在り方等に関する答申」

た^{※3}。狙いは一言でいえば「職員と職場の意識改革」でもある。下記の項目を実行するには、その基盤となるのが信頼性と証拠性を保有する記録と公文書であり、公文書マネジメントが機能してこそ適正な改善策が実行できる。

1. コンプライアンス上の意識改革
2. 内部統制等の強化
3. 人材の育成（スペシャリスト育成）
4. 適正な人員配置
5. 情報やノウハウの共有・議論ができる職場作り
6. 財政改革
7. ハラスメント対策
8. 外部からの市職員に対する強い要求への対応策
9. 適正な公文書の作成・管理
10. 入札及び契約に関する改善策

当該土地事業が決定された当時、2010年4月の政令市移行の時期と重なり、組織体制が未整備だったことも背景にあったと言われた。言い訳のようにも聞こえるが、果たしてそうだったのか。職員の公務員としての意識が低下していたのではないだろうか。

そして同委員会報告を受けて2020年7月本村市長は市民の信頼回復に答えるべく「相模原市組織運営の改善に向けた取組方針」を発表した。また市議会でも特別委員会を立ち上げ、2021年3月に「事業の推進と問題の再発防止に向けての提言とまとめ」を報告した。

組織運営の改善に向けた取組方針 ～適正な公文書の作成と公文書監理計画

市議会特別委員会の報告では公文書管理条例が施行され、文書作成の義務があるにもかかわらず、「意思決定に至る過程等が具体的に記載された文書の提供が不十分だった」とした。つまり初めから文書を作成していなかったことが判明した。余談だが、当該職員は事業の方針策定などに関する記録もないばかりか、局部長を飛ばして事業が進められた。説明を詳らかにしない疑惑の職員は「市長や副市長も承知している」と言い放っていたという^{※4}。この有様では400人の地権者のいる土地の事業に対して、どのようにして説明責任を果たそうとするのか。

さらに「決裁文書にハンコを押した記憶がない」という元都市建設部長の発言も出る始末だった。当時は「求められる果敢に挑戦する職員」（職員研修計画に記載された方針の一つ）とは程遠い「なんでもあり」の職員と職場だった。公文書管理条例が定

められた後、本来すべきだった公文書研修を疎かにしていたかもしれない。条例の施行だけでは目的は達せられない。

そこで市長は「適正な公文書の作成・管理」についての中で、条例の目的を十分認識した適正な公文書管理を徹底するためのさらなる取組が必要だとして、①各課・機関の文書管理の統括責任責任者である所属長を対象とした研修の実施、所属長から職員へ文書作成指示の徹底及び階層研修や文書主任研修などの充実、②公文書の作成に関する指針の見直し、③公文書管理の状況をチェックし、指導改善を行う公文書監理官を設置し取組むことになった。

まず2021年3月に「公文書作成に関する指針」の改正をした。その内容は、特に作成が必要な文書として市長などへの説明資料を追加したこと、また説明責任を明らかにするために会議録には原則、発言者及び発言内容を記録することとした。そして2021年度から本格的な活動が始まった。4月には公文書監理官及び情報公開・文書管理課を設置し、「相模原市公文書管理向上委員会」を発足させ、計画的な取組みを実施するために「公文書監理計画」を定めた。

相模原市公文書管理向上委員会の発足 ～さらに良い結果を出すために

この委員会は公文書管理条例に基づいて公文書管理を適正に行うための体制の推進を図るために設置された委員会であり、主に各実施機関の統括文書管理者など10名で構成され、全庁で取組むことを狙いとしている。運営幹事は情報公開・文書管理課が担当し、委員会では公文書監理計画に関する他の他に点検結果とその情報を共有することである。内閣府でも公文書管理委員会は存在するが、このような向上委員会は設置されず、自治体での設置は極めて画期的なことである。

同委員会には、司令塔としてより一層公文書管理を充実するための施策立案も含まれる他、「PDCA」（計画・実行・評価・改善）を導入し、公文書管理が常にどこで、どのような状況になっているかを点検・検証する重要な審議の場ともなっている。たとえばこの監理官は所属長を中心に責任を以て公文書管理に取り組んで欲しいとお願いしたが、定着できなかった。そこで同委員会によって集中的な公文書管理強化月間が設けられ、

※3 2020年7月30日「相模原市組織運営の改善に向けた取組方針」（相模原市）

※4 2023年3月9日東京新聞「相模原区画整理 責任の所在明確にせず 百条委報告書」TOKYO Web (tokyo-np.co.jp)

意識の徹底が図られたという^{※5}。いずれにせよ監理官制度という新たな試みに、このような手厚い支援があればこそ良い結果が生まれることは間違いない。今後は、同委員会から提案される新たな施策にも注目したい。

2021年度公文書監理計画と実施結果^{※6}

～意思決定の過程が分かる公文書の点検・指導

同計画においての具体的な取り組みは、①全職員を対象とした公文書の管理状況に関する自己点検の実施、②文書引き継ぎ時の実施調査、③局、執行機関等を指定して行う定期検査、④随時の公文書管理調査、⑤公文書管理ニュースの発行、⑥研修等の充実、⑦情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会への報告、⑧公文書管理向上委員会の運営である。

この年約3ヶ月にわたる135所属の文書引き継ぎ時の実地調査では監理官は要改善、または不適切の評価をされた所属に対して438の助言を行ったという。その内容は、保存期間を過ぎた文書が存在、ファイルナンバーが未登録、ファイル背表紙に未記載、キャビネットの上に多数の文書が置いてあったなどである。また歴史的公文書の定義を正しく説明できない職員も中にはいたようだ。

特筆すべきは、本事業の不祥事の根幹にあった公文書の不存在に監理官はメスを入れたことだ。それが「意思決定の過程が分かる公文書の作成が適正に行われているか」を中心に41所属をほぼ1年かけて調査をした。その内「概ね適切」だったのは3所属で、その他の所属に対して174の助言を監理官は行った。その内容は、外部機関との会議で取得文書がないこと、相談・交渉などの記録で個人名を含み閲覧区分が不適切、会議結果報告に文書管理システムが非活用、ファイルナンバーや個別名称の適用の誤りだった。ここまで立ち入った調査ができるのも監理官の強みである。

引き継ぎ時の調査の前に実施された自己点検から、各所属で改善を図っていたので実地調査では大幅に改善も見られた。また自己点検チェックリストでは所属長用と一般職員用に作成され、不祥事を反映して会議録作成の関しては共通設問とし、その他文書の作成、引き継ぎ、保管、決裁などに関するものだった。事前に実施したチェックリストをもとに点検前には文書の保管に改善を済ませた所属もあったという。だが職員が工夫して書類を使いやすくしている優良事例もみられた。

点検調査の結果、①所属長がキャビネット内の文書を把握していない、②起案中の文書を懸案フォルダーに収納していない、

③調査時は整理されていたが、調査後には元に戻ってしまった所属などいくつかの課題が散見された。これらを踏まえて、次年度には再度の自己点検、定期的な職場巡視、追跡調査の実施の強化に取り組むことになった。試行錯誤を繰り返しながら監理官と担当職員の地道な努力は次年度も継続した。

2022年度公文書監理計画と実施結果^{※7}

～半数以上の職員が公文書管理の改善状況を実感

公文書の保管状況の全課調査は、2年間で終える予定であり、この年度は市内2区の課を対象とし、また前年度に監理官から改善提案に対応が遅れた課や8個以上の改善項目のあった課に追跡調査も実施した。この調査では監理官は要改善の54所属に対して282の助言をした。また合併前の旧津久井4町で作成された文書については、登録などの整備をして当該文書の廃棄や公文書館への移管などを指導した。

そして公文書の作成状況調査では2024年度までの4年間で調査を終える予定であり、この年度では4局と1委員会を対象とした。この調査では事前調査で内容をチェックし、不適切な取り扱いがあれば所属長などへのヒアリングを実施した。その他に監理官は職場巡回、しかも時間外にも事務室を点検して助言・指導を行った。特に5月から6月にかけては「公文書管理強化月間」として職員の公文書管理の意識向上と各所属における主体的な取り組みの促進を図ったことである。特に引き継ぎ文書については内容を丁寧に見ることを徹底したという。

自己点検では約60%の職員が、公文書管理状況が改善されていることを実感し、会議録作成の精度が向上し、また統合文書管理システムで収受・決裁する職員も30%以上のUP率となり、好成績を納めるようになった。だが一方ではファイル背表紙の記載が正しくない、外部からの電子文書の収受方法に誤りがあった、自席で公文書を保管している職員も散見されていた。

この年では研修の充実をめざし、各階層別の研修では延べにして約10日間実施し、特に文書副主任の研修を新たに実施した。そして自己点検結果、優良事例など公文書管理ニュースで年4回にわたって報じた。最終目標年度は2025年度になっているが、監理官と調査担当者にとって、職員から改善状況を実感する度合いが多くなったと聞くと達成感を得られたに違いない。

※5 令和4年度第1回公文書管理向上委員会会議結果

※6 2021年度公文書管理向上委員会報告

※7 2022年度公文書管理向上委員会報告

2023年度公文書監理計画と実施結果^{※8} ～文書作成の基本ルールを確認

2023年度の基本計画は職員一人ひとりが公文書管理を理解するために、自己点検による日頃の公文書に関する活動を振り返る機会を設けることだった。さらに保管状況の現地調査と公文書の作成状況の定期調査を中心に実施し、また各階層への研修の充実もテーマとした。

そうした取組みの中で、特筆すべきは「公文書の作成に関する指針」で特に作成が必要と定めている文書が作成されているか、またその文書の保存期間は適切かを調査ポイントとしたことだ。前期は25所属、後期は51所属を対象とした。この中には前年度の調査で「要改善」と採点された所属も含まれている。その中で「要改善」または「不適切」と評価された66所属について、監理官は176の助言を行った。特に審議会・協議会などの会議録は発言者の名前が未記載も散見され、また非公開だからを理由に作成しなかった場合もあったという。改めて公文書作成指針に基づいたルールの理解を職員に促し、その結果適正な公文書の作成・保存の重要性を監理官は呼びかけた。

ところで会議録は意思決定プロセスと大いに係わる記録の中で、意思決定の責任者を特定できる重要な文書である。その他、承認者はだれか、いつ意思決定したのか、何に基づいて何を意思決定したのかなど業務に係わる文書の重要性を理解させるのも監理官の任務であろう。つまり業務の内容、必要性、市民との関り、目的、プロセスを理解し、それらの責任ある説明を支えるのが公文書であるからだ。そして効率的な仕事には各職場の公文書情報の共有と検索性を職員は日頃から意識すべきだろう。

その他に設定を誤り、軽微な文書として保存期間1年未満とした文書もあり監理官は見直しを求めた。また新規事業などの場合には公文書科目表に該当がなく公文書科目表の改正が必要にも拘わらず放置していたケースも見つかった。誰でも適切なファイルナンバーを選択できることが公文書の作成・保存に必要であることを鑑み、計画的な科目表の見直しがクローズアップされ、5千を超えるファイルナンバーの現状から不要なファイルナンバーの削除も検討課題となった。このように調査や協議を重ねるうちに新たな運用ツールの課題も見つかるなど監理官制度は双方にとってメリットのある仕組みだと感じられた。

2024年度も5月から公文書管理の状況の自己点検と強化月間を通じて基本ルールの実践状況の定期調査が始まる予定である。一応2024年度で全ての公文書の作成状況などに関する定期調

査が終了するが、各所属の2回目の調査を終えることによって、その後は検証に軸を置いた活動になるというが、監理官の活動は決して止まることはない。

「相模原市組織運営の改善に向けた取組方針」に基づく3年間の取組結果～本事業再開への区切りとして

事実、2021年3月設置の百条委員会では証人喚問など40回以上開催され、前市長や元所長からの確証ある証言を得られなかったが、準備不足で事業を進めたこと、公平性や透明性のない事務処理があったこと、当時の市長や局長のマネジメントの欠如なども露呈した。いずれにしても全体を通してみると、肩透かしの感のある追及に終わったようだ。

本事業の第三者委員会からの答申を受けて、改善をめざした10項目の取組結果を2023年4月、本村市長は公表した。その中で本村市長は「公文書監理官の設置、行財政構造改革プランの策定など、改革や改善に向けた新たな仕組みの整備の他、ハラスメント対策や公益通報に関する体制の再構築、既存の方針等の改定など、これまでの取組みを拡充したことで一定の成果があがったものと考えています」と述べた。事業再開には一つの区切りが必要だった。

本事業を振り返ると、2017年に工事に着工したが、大量の地中障害物が出たことで2019年6月に工事を一時停止し、内部検証を開始した。そして2020年には改善に向けた取組方針を公表した。さまざまな見直しを迫られ、2022年に事業を再開したが、立ち止まって考えた3年間は決して無駄な時間ではなく、まさに行政改革だった。2029年には完成予定だという。当初の総事業費127億から541億に増額されたが、圏央道に近く新たな産業拠点が生まれると、その事業効果で税収9億円の他、雇用創出も見込まれる^{※9}。

インタビューから ～公文書館長から監理官へ転任

今回のインタビューには樋口一美公文書監理官、富樫晃情報公開・文書管理課長、湯田和弘（同課総括副主幹）に出席を頂き、1時間にわたり公文書管理再構築に向けた取組と各所属への巡回指導を中心にお話を伺った。印象に残ったのは「公文書管理の仕組みがあっても職員の意識だけでは実現できません。巡回

※8 2023年度公文書管理向上委員会報告

※9 2022年5月20日 相模原市発表資料「麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業について」

先の課の実態を見て、課題を洗い出し、具体的な改善策を一緒に考え、実態にあった課のルールを定めることが大事です」という監理官からの話だった。そして巡回時に所属長以下全員で対応し、しっかりメモをとる課とそうでない課ではおのずと改善への意識も高く、成果も違ってくるという。

公文書館への移管については「めざすのは移管数のアップではなく、保存期間満了文書の中身のチェックが大事で、ここに時間をかけて欲しいです。永年保存から30年保存に変更しましたが、点検もなく永年保存のまま置かれている場合も見受けられます。中身を調査して廃棄か、歴史的公文書か、常用かの判定が必要です。また紙文書を減らすことも指導しなければなりません」と話された。

これらは公文書館長から監理官へ異動された方ならではのコメントである。同市では2023年度は情報公開・文書管理課長が公文書館長へ転任し、公文書館長が監理官に就くという理想的な異動となった。監理官のアドバイスで公文書管理が改善されるだけでなく、公文書の扱いの意識を高め、風通しの良い職場と高い意欲と実行力ある職員が多く生まれることを期待している。

終わりに

公文書管理法が施行されてから10年以上経過したが、ガイドラインなどの通達だけでは実効性が上がらないのか、国の行政機関に対して第三者による監査を2022年7月～12月に実施した。その結果、充分ではないが適切に行っているというレポートがある^{※10}。その内容は相模原市の点検・調査報告とほぼ同じ内容の改善や見直しを対象部門に指摘している。ルールを理解し、不祥事の再発防止を進め、確実に公文書管理を進めるのは実地調査を伴う公文書監査制度が欠かせないことだ。

話はかわるが、官民間問わず、どんな業務においても信頼性と説明責任が保証されるには文書情報が基盤になり、そのためには組織のトップはガバナンス構築の責務がある。このガバナンスの機能次第で文書情報のマネジメントの優劣も決まると思われる。自治体に置き換えれば、日ごろからの文書情報マネジメントを意識しないと、信頼性のある行政と市民サービスの確保ができない。それを指導できる監理官の配置は心強い。

最後に、業務の信頼性を確保する公文書管理マネジメントと専門職について記したい。公文書管理マネジメントは公文書の作成から保存、歴史的公文書として公文書館への移管というフ

ローだけを示すものではない。公文書の有する信頼性、真正性、完全性、利用性によって、公文書管理マネジメントの機能が組織内の各業務の信頼性を保証することにつながることを認識することが必要だ。特に現用文書にはそれらが求められる。しかしながら、公文書を誤廃棄などの不祥事から見えてくるのは、公文書管理のルールを定めてもそれを具体的に指導・コントロールする人がいないことだ。専門職のいない体制では確実な公文書管理は実現しないことが相模原市の出来事から見えてくる。

欧米などでは現用文書を扱う専門職（レコードマネージャー）の存在を耳にするが、日本ではなじみの少ない職種だ。今回の監理官の活躍はまさにレコードマネージャーの役割を果たした重要な任務だった。業務記録を文書化してだれもが利用できるようにしておくという一見単純そうな作業だが、信頼性確保と説明責任を果たすことになると点検時や職員研修で理解させることも必要だ。また現用文書の管理が確実にマネジメントできないと、良質な歴史的公文書も生まれないことも事実だ。一般的にアーキビストは非現用文書を扱うとされているが、日頃からレコードマネージャーとして職場の巡回点検・指導や研修プログラム作成に関わるのが大切である。

記録管理の国際標準（ISO 15489）が制定されてからすでに久しい。この標準は記録管理のベストプラクティスと言われている。記録管理の要求事項は「業務の継続的な遂行を支援し、規制環境への適応、必要な説明責任を果たすためには組織は真正で信頼でき、利用しやすい記録を作成し、これらの記録の完全性を必要な期間維持しなければならない」としている。今後、相模原市ではボーンデジタル文書や電子化による公文書管理が一層進むと思われるが、管理ルールと電子文書の真正性と完全性、長期保存の課題に取組む必要があり、そこには監理官による各課へのこれまでのアドバイスや改善提案が功を奏するに違いない。

今回、公文書管理の担当者と監理官からの取材を通じて考えさせられたのは、再発防止にとどまらず、職員の公文書管理の意識改革をめざして、各業務に係わる公文書管理の現状を調査・指導した自治体は相模原市の他には見当たらない。常に先を見据え、公文書管理のベストプラクティスの実現に向けて地道な取り組みを続けられている職員の方々に敬意を表したい。

※10 「令和4年度における公文書監察の取組について」（令和5年4月 内閣府 公文書監察室）

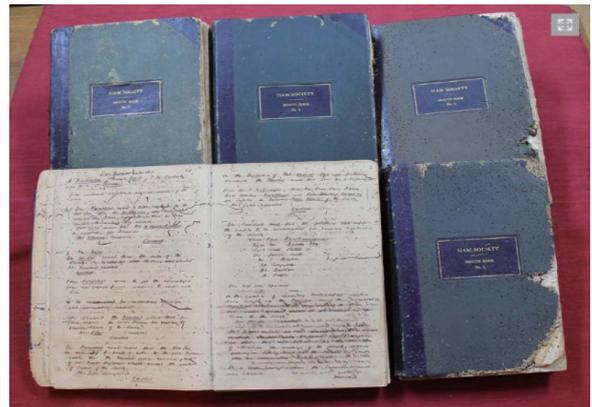
“微笑みの国” タイ、スパンブリー国立公文書館を訪ねて

— 文明の尺度は国王の思いと培ったアーカイブズ

JIIMA 広報委員会 認証アーキビスト なが い つとむ 長井 勉



国内11の国立公文書館 (NATのHPから)



記憶遺産に登録された1904～2004年の
サイアム協会議事録 (NATのHPから)

はじめに

歴代皇帝が没すると、前皇帝の歴史を編纂する中国を「文明国」とであると言ったのは、中国史学者の貝塚茂樹 (1904-1987) である。そして日本に公文書館がない時代に、皇帝の記録をしっかりと残す「文明国」と比較して、貝塚は「日本は野蛮な国やな」と語っていた。中国には档案馆が各地に設置され、档案業務を「国家と社会の歴史の真実を守り抜く重要な事業」とであると位置づけられている。この話、作家の司馬遼太郎が1985年11月の大阪府公文書館開館記念の講演で語っていた^{※1}。

その「文明国」の代表的な例として、唐 (618-709) の第2代皇帝である李世民 (以下、太宗 598-649) が挙げられる。太宗は優れた政治力を発揮、諸制度を創設し唐朝の基盤を確立して太平の世を築いたと言われている。そればかりか、太宗は家臣の意見を取り入れて社会を安定させ、終始行動を監視する記録係 (起居注) に悪く書かれないために、人民のために尽くし、贅沢せずに業績を残すことに努めた。後世の歴史に名君と書き残されるには、確かなアーカイブズが求められる。

したがって太宗は没後に「史上最高の名君」と言われ、事実こう言っている。「自分以上に能力ある者がいれば嫉妬せずによく使う。家臣の欠点を責めずに長所を使う。賢人と不肖を区

別して不肖を憐れんでやる。諫太夫の批判を取えて受けること。中華を尊び夷狄を蔑まず、平等に接すること^{※2}」だど。だが、目的を遂げるために、手練手管の戦略で皇帝の座を得たという話も伝わっているが。つまり教訓として学べる歴代皇帝の生き方があったからこそ中国の栄華を創出したことは間違いない。太宗の言行録である『貞観政要』は、ビジネス社会における正しい意思決定をする心構えが書かれ、最高のリーダー論として高い人気を誇っている。

ところで連綿と続く国王による統治の国、タイを訪問しバンコクにある国立公文書館 (以下、NAT) を以前『IM』(2023年7・8月号) で紹介した。2024年2月にタイを再び訪れ、国内に11ヶ所ある国立公文書館の一つであるスパンブリー国立公文書館 (以下、SNA) を取材した話題を記したい。

ご存じの通り、タイには7つの世界遺産がある。14世紀の栄華を誇った「アユタヤ」、13世紀にタイ族最初の独立王朝のあった「スコタイ」他などに代表される4つの文化遺産と3つの国立公園などが自然遺産として国内に点在している。これらは世界の貴重な宝物として保護され、訪れる観光客を楽しませてく

※1 『司馬遼太郎全講演 [3]』(1985-1988)

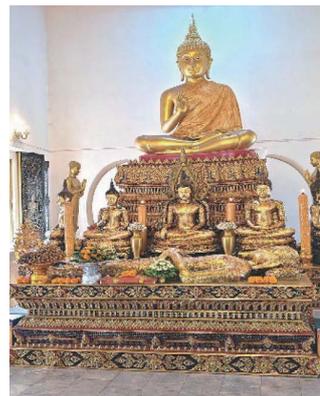
※2 『李世民』(塚本青史著)



ワット・パーレーライ



サンチャオポーラックムアン(ドラゴン寺)



ワット・プラノン(涅槃像)

れる。それだけでなく昨年取材した時に、NATには世界的な記憶遺産が所蔵されていることを知った。たとえば、「チュラロンコン国王(ラーマ5世)のシャム行政改革(1868-1910)の文書」、1904年から2004年までの王室の庇護下にある「サイアム協会の理事会の会議録」などである。これらが記憶遺産として認定されたのは歴代国王の手厚い保護政策によって、画期的なタイの歴史を刻んでいるからだ。今ではデジタル画像で記憶を読み解くことができる。

近隣県の行政文書も担うスパンブリー国立公文書館

タイ中央部にあるスパンブリー県はバンコクから約100km、車で2時間かかる地方都市である。朝の道路渋滞を避けて6時にバンコク市内を出発したが、日の出時間を過ぎても辺りは薄暗い状況が続いた。その理由はPM2.5大気汚染で解決策の見つからない深刻な問題が未だに続いている。そのハイウェイから一般道に進むと、道路の両側には田園風景が広がり、スパンブリーは自然が豊かで古い歴史のある町である。

なじみの少ない町なので、主な観光スポットを紹介すると、24mの大きな仏像を擁する「ワット・パーレーライ」(王室寺院として名高く、約1200年前に建設されたといわれ、またスパンブリーを舞台としたタイの民話「クン・チャーヌクン・ペーン」の絵画も展示されている)、テーマパークのような「ドラゴン・パーク」(巨大な龍が設置され、町の守護神であるラックムアンが置かれた場所であり、それを祀る柱を定めた土地である)、さらに「ワット・プラノン」(タイで唯一の仰向けの涅槃像が安置されている寺)などは外国人にも人気がある観光地である。だがSNAを訪れる前に、筆者が立ち寄ったこれらのスポットで出会う日本人はいなかった。

タイの文化財保護について調べてみると、その政策は歴代国

王と大いに関りがある。それには日本の近代化を推し進めた明治維新と対比されるチャクリー改革を押し進めたラーマ5世(1853-1910)が重用したラーマ4世の子であるダムロン・ラーチャーヌパーブ王子(以下、ダムロン 1862-1943)を語らねばならない。ダムロンは法律や教育改革などに関わっただけでなく、英国留学を経て抜群の語学力を身に付け、歴代国王やタイの史話などさまざまなテーマの歴史書を700冊以上著したことによって「歴史学の父^{※3}」と称された。なかでも1940年に発表した『年代記集成』は埋もれていた古文書を掘り起こし、解説した労作と言われている。

また国立図書館は1905年、文化財保存と閲覧できる博物館は1926年にそれぞれ設置され、その推進役はラーマ4世とダムロンだった。そして1947年には国立図書館内には「ダムロン王子図書室」を設置した。今では国内16か所に国立図書館分室が配置されている。これらの運営を担当したのは、1911年にラーマ4世が王宮官吏、博物館官吏などを技術者として集めて設置したのが文化省芸術局である。ラーマ7世の時に博物館事業、仏典書庫の担当を同局に任せ^{※4}。そして1916年国立図書館内の一部に公文書館の機能をもつ施設が設置され、1952年に国王ラーマ9世即位50周年を記念して国立公文書館(NAT)が開設された。このような経緯から歴代国王などによる図書館、博物館の設立から派生的に公文書館の設置構想が生まれたと思われる。

現在NATは文部省芸術局(The Fine Arts Department Ministry of Education)に属し、その主な役割は歴史的な記録の収集と保存・公開である。1983年には首相官邸の記録保存規則(Regulation of the office of the Prime Minister of

※3 ダムロン・ラーチャーヌパーブ - Wikipedia

※4 3と同じ

Record Keeping) によると、NATは収集と情報公開だけでなく省庁に公文書管理をアドバイスする役割もある。現在は、経営管理、記録管理、アーカイブズ管理、近現代の記録管理、国家的な映像のアーカイブズなど担当する部門でNATは構成されている。

地方への国立公文書館の計画は1993年4月、閣僚評議会で承認可決され、政府はアーカイブ業務を拡大し、歴史資料の収集、保存、および政府機関や地元の人々に調査サービスを提供するセンターとして機能する地方国立公文書館を設立することになった。このようなコンセプトに基づき、SNAは2003年にオープンした。他の館を調べてみると、ロイヤルファミリーの記念を冠にして開館した地方の国立公文書館も多い。たとえば、チェンマイ、トラン、ヤラーの各館は女王殿下の60歳誕生日記念、パヤオ、ウッド・ラチャターニーの各館は皇太子妃殿下の45歳誕生日記念としてオープンした。

今回の取材にあたり、昨年NAT訪問時にお世話になったアーキビストにメールで取材をお願いしたところ、スムーズに取り次いで頂いた。出迎えて頂いたのはピトサマイ・ラピパチャイ (Pitsamai Rapeepatchai) 館長と二人のアーキビスト、アラヤ・ウムラム (Araya Umlum)、ピムピスト・エムイン (Pimpisit Em-in) である。

なおインタビューについてはSNAサイト^{*5}を参考にして追記したことを了承頂きたい。

一 開館までの経緯について

公文書館が設立されたのは、文部省芸術局が公文書館の業務を拡大し、地域の国立公文書館計画を策定したからです。スパンブリーに国立公文書館の設置を決めたのは、歴史的に重要であるスパンブリーが経済拡大にもポテンシャルが高く、行政の重要な中心地であると同時に、重要な国家記録の収集と保存の中心地だからです。言い換えれば、スパンブリー県は過去と現在の両方で歴史的に重要な土地です。公文書館の対象は、中央部12県に保有された政府機関の記録管理と写真、映像、ポスターなどの公文書資料などです。1998年にスパンブリーに国立公文書館の設置を決めました。そして1999年には公文書館制度に則った作業が始まり、2003年9月にシリントーン王女 (ラーマ10世の妹 1955-) によってSNAが開設しました。

一 公文書館法の成立は

2013年、使用が終了した政府公文書を体系的な収集スケ



筆者を囲んでアーキビストと館長



スパンブリー国立公文書館

ジュールの基に評価され、国の文化遺産として保存・研究に提供することを目的に国立公文書館法が公布されました。

一 公文書の管理運営についてのルールは

1983年には「記録保持に関する首相規則」、また1997年には「公式情報法・情報開示法」、2001年に「公文書保持規則」などの法律があります。近隣地域の行政機関に対して2021年施行の記録保持規則は、行政機関に対して破棄期限が終了した記録のリストをSNAに移管することを義務付けています。SNAは13の政府機関をカバーし、国営企業や民間部門から重要な文書の調査・保存にも協力し、またアーカイブズ業務に関する普及活動を行っています。またSNAは近隣のカンチャナブリー、チャイナート、ペッチャブリー、ペッチャブーン、ナコーンパトム、ナコーンナヨックなどの17県に保管されている公文書の破棄と移管を請け負っています。主な業務は下記4つです。

(1) 行政機関の文書業務の検討・点検・フォローを行い、保存

*5 <https://www.finearts.go.th/suphanburiarchives/categorie/history>

年限が到来した公文書が移管されると歴史的な価値を評価し、重要な文書をアーカイブ文書として選別し、リストを作成し、アーカイブの原則に従って適切に保管すること。

- (2) 重要な国家文書を受け取り、分析し、評価し、分類し、保存すること。
- (3) 重要な国家的行事を記録すること。
- (4) 研究サービスの提供とアーカイブ文書の出版などの他、アーカイブ作業に関する知識を学生などに広める活動や展示会、セミナー、館内ツアーなどのプロジェクトを予算に当てて進めることです。

— 職員向けの公文書管理の研修も大事ですね

公文書管理の研修についてもSNAが担当し、これまでに文書破棄と歴史文書の引き渡しに関する研修プロジェクトを開催しています。対象となる組織の職員向けの研修は定期的に行っています。

— SNAの職員について

ここでは12名の職員が働いています。その内、アーキビストは準資格者を含めて6名、その他事務職員6名です。アーキビストは移管された公文書の評価選別が主な仕事です。

— 1年間にどのくらいの文書がここに移管されますか？ また現在の保存量は？

1年間に移管される公文書の量は約120～240ファイルフィートです。現在、5千ファイルフィート保存しています。

(筆者注*1ファイルフィート (FF) とは30Fcmだから240FF=72FM=60～70万頁相当か)

— バンハーン元首相の記念館が隣接されていると聞きましたが、SNAとどのような関係ですか

第21代首相であるバンハーン・シラパーチャーの歴史と業績を展示するために設立され、SNAのスパンブリー国立公文書館の傘下にある機関です。後ほどご案内します。

インタビューの後に書庫などの館内を案内していただいたが、写真撮影は禁止された。比較的十分なスペースに整然と保管キャビネットや書庫が置かれ、少ないスタッフながら熱心に公文書の保存と公開に取り組んでいる様子を感じ取れた。1.5時間ほどの短い滞在であったが、行政文書が保存期間満了になるとSNAに移管されるルールが定められている仕組みは、後世への

説明責任を果たす上で重要である。また地域住民には歴史的価値ある文書の寄託も呼び掛けているようだ。開館して20年を超えるSNAだが、人々がもっと町の歴史に関心を持てるような常設展示が望まれると感じた。

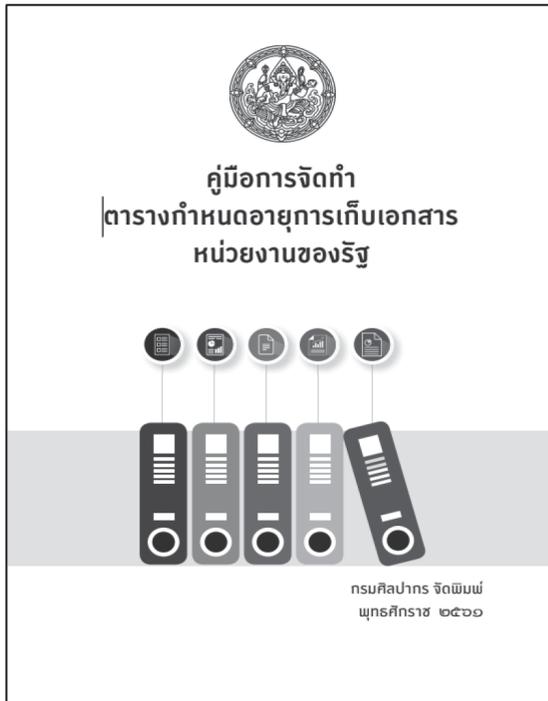
最後に頂いた冊子からもう少しSNAのことを紹介すると、SNAの目的は文化遺産の収集、保存、継承だけでなく、人々の学習の場を提供することである。そして文部省美術局は、これらを推進する政府機関であり、タイの芸術文化遺産の重要性を認識し、その保存や継承を推進している。このような活動は、北部、東北部、南部、東部、西部を含むすべての地域にわたって拡大され、地方分権と地方の繁栄に関する政府の政策と一致しているという。

つまり地域の人々に学習や研究のリソースを提供することにより、その価値と重要性を認識して地元の芸術と文化の継承が地元への誇りに結び付いていると考えている。言わばアーカイブズによる地方創生と言えよう。開館にあたり、シリントーン王女主催による式典では、ウライワン・ティエントン文化大臣が当時のプミポン国王(1927-2016 ラーマ9世)の芸術文化への深い理解に感謝をし、併せてスパンブリー県の人々が文化遺産を継承することで豊かな気持ちでいられることを述べていた。まさにタイ国王による国民と文化遺産への思いに支えられたSNAと言える。過去を見渡せば、隣国との戦いで歴史遺産を損失した過去があり、また自然災害や都市開発によって遺跡が破壊され、また保存が難しくなるケースも散見される中、後世への歴史的遺産を継承活動する11ヶ所の国立アーカイブズの設置にもつながっているようだ。

ISO15489に準拠した公文書管理のガイドライン

11の国立公文書館を中心に規律ある公文書作成から保存・移管・公開のルールを指導するガイドブックがこの本である。もう少し詳しく述べると、文部省美術局が編集した288頁で構成された同書は、公的機関で従事する職員向けに公文書の定義からはじまり、文書作成からアーカイブへのフロー、文書別保存期間(リテンション)、公文書管理システムの運用ガイドライン、廃棄の手順、文書の調査・分析などに至る幅広い内容となっている。

冒頭において「アーカイブズ文書」について次のように述べている。「効率的な文書管理は組織運営においてもマネジメントにおいても非常に重要です。勤務体制の整備や業務と同様に政



タイ語で書かれた公文書管理ガイドラインの表紙



タイ政府灌漑局の文書管理ワークショップの様子

府機関は文書管理システムを確立する必要があります。文書の作成、取得、保管、保守、破棄、配信までの標準があります。歴史的文書を国立公文書館に提出し、アーカイブ文書として選択する際の価値の検討と評価を依頼します。政府は事実を表現し、説明するアーカイブ文書の重要性を認識しています」と書かれ、文書は後世への説明責任としてアーカイブ文書となる重要性を訴求している。

さらに、「公文書の重要性」というテーマの中では、「公文書」を以下のように定義している。「公文書は、組織、個人、社会にとって重要なリソースである。1. 組織の業務管理や業務の効率化を支援するツール 2. 組織の使命、歴史、運営および開発計画の発展を示す証拠 3. 組織および個人の権利を保護するための証拠の参照 4. 組織活動の証拠であり、透明性を示す記録 5. さまざまな分野の調査研究のための一次情報源であり、それは文化のおよび知的遺産」と述べている。

政府機関が文書保存期間を指定する表の作成については、どの部門でも同じ方法で実施され、政府機関の効率的な文書管理を実現するために、歴史的証拠を残し、発展を示すのはアーカイブ文書の保存だと定めている。さらに、完全に組織の継続活動を維持するために国家知識の貴重な情報源となるよう

に務めることの大切さを以下のように強調している。「政府機関の文書の有効期限を正確に、かつガイドラインとして指定した表を作成することは文書管理をより効率的に実行でき、歴史的証拠である文書をアーカイブしなければなりません。それは組織の継続的な発展を示しています。アーカイブ文書は完全に存在し続け、国家にとって貴重な知識の源です」と。つまり、公文書へのアーカイブ化には組織活動の維持には欠かせないことである。

このような基本的なコンセプトの解説から始まり、総合文書管理システムの重要性と運用ガイドライン、基本的な文書管理解説、文書保管センターの運営、文書管理の研修、文書の保存期間のスケジュール化、文書の価値を評価と評価委員、組織の使命の調査と分析、文書および情報の調査、組織の文書の保存期間を決定するための表の作成などにまで細かな内容となっている。そしてこのガイドラインの適用は、全国国立公文書館が担当地区の行政機関職員に指導・研修されている。

最後に同書に記載されている「文書管理システムの重要性」を解説すると、優れた文書管理システムは組織の管理と運営に適うように設計され、組織には以下のメリットがあるという。

1. 組織の運営が継続的かつ効率的に行い、文書管理は組織

の情報、資産、企業の記憶であること。そして、体系的に管理され、失われることなく、役員や人事の管理や業務に直接活用できること。

2. 組織の文書管理が体系的に書類の作成・受信から送信、公開、保存、検索、機密文書の確保、廃棄による文書の処分と同様に貴重な文書を公文書館に移管すること。
3. 貴重な文書が組織から失われることはなく、継続的に使用が可能であること。
4. 組織の管理と運営における透明性を実証できること。
5. 文書管理業務のガイドラインがあれば職員の異動があっても引継ぎが容易にできること。

日本でも全国自治体に文書管理システムが導入されているが、起案・決裁を中心としたワークフロー機能の利用が多く、現用から非現用文書管理を対象に、歴史公文書の移管先である公文書館で活用できる連携したシステムの導入は多くはない。ところがタイでは文書管理システムによって適切な組織運営と業務の効率化を目指し、公文書館への円滑な移管までサポートする仕組みになっている。公文書のファイナルステージはいかに歴史的公文書を創出するかを念頭に置いた仕組みを構築している。

全体を通じてみると記録管理の国際標準と言われている「ISO 15489」を軸にしているようだ。それはタイの公文書管理が外部への説明責任の他、組織運営の透明化と組織内の意思決定プロセスを確保することを目指しているからだ。そして公文書に関する法制定、ガイドライン、全国国立公文書館の存在によって信頼性のある行政活動が継続され、後世を見据えた国家アーカイブ活動が国王とタイ国民をより一層親密な信頼関係を築いていると言えよう。

バンハーン・シラパーチャー展示館

スパンブリー出身の元首相バンハーン・シラパーチャー(1932-2016)はこの地において建設業などで身を起し、1976年下院議員となり国会にデビューを果たした。そして1995年に首相に就任した立身出世の人である。選挙区である地元スパンブリーに公共工事を誘致するなど地元の名士である^{※6}。町の公園内にはシリキット王妃の60歳の誕生日を祝して1992年に建てられた「バンハーン・ジャムサイ・タワー」(スパンブリタワー 123 m)が観光名所となっている。その業績を称える顕彰記念館がSNAの敷地内にあり、バンハーンの生涯を展示パネルなどから知ることができる。おそらく地元小学生にはバンハーンを学べ



バンハーン展示館



バンハーンの政治活動の展示(筆者撮影)

る歴史教育の場であろう。

ところでSNAはスパンブリー県の行政中心地に存在しているが、SNAを挟んで博物館と図書館が整然と配置されている。例えば、図書館で読んだ史話をSNAで調べ、博物館で関連文化財を鑑賞することができる。まさにMLAの知的拠点である。余裕ある敷地に面する道路には、中央分離帯のある片側2車線が伸びている。おそらくバンハーンの地元優先のインフラ投資の結果だろう。余談であるが筆者が「バンハーン首相は“動くATM”と言われたそうですが」とSNA館長に尋ねると、笑いながら「そんなことはないですよ」と返ってきた。蓄えた財産も半端でなかったと伝わる。

最後に、この「公文書管理シリーズ」が8年にわたり50回もの連載が続いたことに、JIIMA関係者並びに取材先の皆様に厚く御礼を申し上げます。

(敬称略)

※6 バンハーン・シラパーチャー - Wikipedia

高校の新歴史科目とアーカイブズへの期待

JIIMA 広報委員会 副委員長 認証アーキビスト なが い つとむ 長井 勉

はじめに…「百姓は農民ではない」

能登半島地震（2024年1月1日 M7.6）によって屋根が崩落したのが左下の写真にある上時国家（以下、同家）である。筆者がここに興味をもった理由は、歴史家網野善彦（1928–2004）が借用したままの文書を返却にここを訪れたことをきっかけに、同家に所蔵された数万点の文書を調査した話を『古文書返却の旅』（網野善彦著）から知っていたからだ。

そして網野は、同家の保存文書から「百姓は農民である」という常識が誤ったものであったと気づかされた。つまり同家が単なる豪農ではなく、日本海を舞台にスケールの大きい廻船貿易を行い、各地の港でビジネスを展開していた事実があった。後に網野は「百姓は農民ではない」という説を同家文書から解き明かしただけでなく、「これまでの歴史像は、こうした思い込みの上に描かれていたが、思い込みを捨てて、農業以外の生業にも目を注いで歴史を見直してみると、日本の社会がずいぶん違った姿に見えてくる^{※1}」と語る。

このような歴史学者の具体的な体験談から歴史探究の楽しさが伝わる。つまり保存・公開された資料を多角的に調査して、これまでの定説と異なる発見に出会うことも歴史探究の一つである。

高校生向けに「歴史探究」という歴史教育の改革が始まった今、生徒が新たな歴史学習の楽しさを見つけるには地域アーカイブズ（博物館、公文書館、歴史資料館など）の所蔵資料の教

材化と連携、また教員の求めるレファレンスの充実は欠かせない。今回は新しい歴史教育と期待されるアーカイブズを教員の声を交えて誌面を割かせて頂いた。

戦後最大の高校歴史教育の変革

2023年7月、旧知の友人からの依頼で、5年目を迎えた高校教員を対象とする社会人研修を受け入れることになった。早速、公立高校で歴史を指導する教員に会い、話を聞いてみると、「学校教育（特に歴史科の授業）におけるアーカイブズの利用の可能性を考えてみたい」と言う。その理由は2021年に「歴史総合」教科書が採択され、翌年「歴史総合」が始まり、諸資料を活用する指導方法を研究し、それらを保存・公開する機関を視察したいということである。そして筆者は2日間の研修に同行した。

研修レポートを記す前に、新たな高校の歴史教育について説明せねばならない。周知のように「世界史」未履修問題が起きてからすでに久しい。それは小中学校の社会科において、歴史分野が日本史を中心として進めてきたために、世界史の関心の低さが影響して生じたという。そこで日本学術会議が「グローバル化が進む時代、グローバルな視点で世界の中の日本を考え、日本の過去・現在・未来を総合的に考える歴史教育が求められる」という考えを発出し、2016年には「総合歴史に期待されるもの」を提言した^{※2}。

2021年日本史と世界史を融合した「歴史総合」の教科書が採



屋根が崩落した上時国家住宅（北國新聞2024年1月9日）



出典：時国家（本家・上時国家）能登に流刑となった平時忠の子孫 武将人物情報・史跡情報「歴史観」（rekan.jp）

※1 『続・日本の歴史をよみなおす』（網野善彦）

※2 2016年5月16日日本学術会議 史学委員会 「高校教育に関する分科会」

扱われた。「歴史総合」を「近現代史の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉え、資料を活用しながら歴史の学び方を習得し、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察、構想する科目である^{※3}」と定義づけられ、それは大きく4部構成となっている。

①「歴史の扉」…歴史学習の方法論の理解

歴史学習の方法論の理解として、歴史をなぜ学ぶのか、どう学ぶのかを学習する。

②「近代化と私たち」…江戸後半から明治期の世界と日本

(産業革命と国民国家を形成する方向に社会が変化する過程)

③「国際秩序の変化や大衆化と私たち」…明治末・大正期から戦後日本の独立までの間における大衆参加の社会の在り方や国際間の協調と対立などの課題を考察する。

④「グローバル化と私たち」…1950年代から現代まで

人、モノ、金、情報など国境を超えて一層流動するようになる時代を見据えた課題を読み解く。

これまで高校生向けの日本の歴史は、「日本史A・日本史B」、世界の歴史は「世界史A・世界史B」に分けられていたが、改訂ではA科目で扱っていた近現代の歴史は「歴史総合」となり、日本史・世界史を合わせて学習することに、また全時代を扱うB科目はそれぞれ「日本史探究」と「世界史探究」で2023年度から学習することになった。

筆者が思うに、歴史を学ぶことは、まさに時間を通じて出来事をつなぎ、現在が過去に結び付けられていることへの理解でもある。重ねて言うようだが、過去と現在のつながりを学習し、理解することは人々の現状や社会の仕組みが作られたプロセスを知るためにも大事なことだと言える。「現代の日本の諸問題を見出し」とは、見出した課題を過去へ問いかけ、その経緯を辿って問題発生のかげ口をつかむことである。

そして「探究」では「問い」、「仮説」、「主題の設定・表現」というプロセスを各時代で展開し、各時代の特色を理解しようとするものである。では「問い」はどうやって作るのか。授業では教員が提示した資料に基づくことから始まるが、教員はどこから生徒に提供する資料を入手するのかという難問にぶつかる。

教員社会人研修を受け入れて

今回研修の協力をすることになった歴史科の教員は、新学習指導要領が出る前から諸資料を活用した授業を展開することを

心掛けてきたという。また新課程のもとに実施される入試問題でも初見の諸資料(資料やグラフ、絵画など多岐にわたる)が出題され、諸資料を読み取る中で知識を活用できるかが問われるようになったことを背景に生徒をひきつける授業を行うためには、さまざまな諸資料が必要であると感じていた。

特に歴史的諸資料を収集・公開する「アーカイブズ」の存在は、そうした歴史の事実をひも解くことを支援してくれる施設であることも知っていた。したがって各地の自治体に存在する公文書館を生徒に紹介し、地域の歴史を伝えている施設の利用を考えていた。そして今回の研修からさまざまな形で「アーカイブズ」(この教員は神奈川県内自治体全てに公文書館があると思っただろう)についても学ぶことができれば、授業教材やテストに活かすことができると期待していた。

1日目はA公文書館に伺い、まずは公文書担当職員から公文書の発生から廃棄、歴史的公文書の選別・保存・公開までのフローなどを説明頂いた。そして館長からは開館の経緯から当該自治体の歴史と保存資料の話聞いた。2日目は筆者の関連する会社において文書管理システムの理論と実践を勉強し、午後にはB公文書館を視察して研修を終えた。二つの公文書館から、初めて聞いた歴史教育と公文書館の活用は大変有意義だったと後日感想を頂いた。

研修レポートを読んで

2日間の研修を終え、教員からレポートを頂いたので以下に紹介したい。

公文書館が地域で担う役割とはなにかを学ぶことができ、公文書館ごとに設立の理由が異なることも知りました。さらに実際に保管されているさまざまな資料を見ることができ、保存の方法はもちろん、資料の貴重さや種類に圧倒されるとともに、実物を見られるという公文書館の特徴を実感できました。ここには一級の歴史的公文書が保管されていることも知り、それらを生かされていない教育現場との連携の必要性を強く感じました。

その結果、学校と公文書館の連携のかたちについて具体的な想像ができるようになりました。今後は学校でも公文書館

※3 地理歴史編】高等学校学習指導要領(平成30年告示 令和3年一部改訂)解説

援をお願いした。このような交流会を2021年度から続けてきた結果、学芸員の支援によるテーマ学習や教員と学芸員がコラボした教材も生まれた。特に学校周辺の地域資料については、そこに存在する博物館や公文書館は宝庫であり、専門職の支援も受けやすいだろう。「学習指導要領」でも生徒には諸資料の解説・考察に加え、資料に対する整理・保存の理解まで言及しているが、どこまでアーカイブズを高校生が理解してくれるか今後楽しみなことでもある。

最後に風間先生は「現在も新歴史科目の指導方法を巡って高校現場では試行錯誤が続いており、資料の教材化の準備、生徒の探究課題のレファレンスに苦心する教員の意見を多く聞くが、今こそ地域に根差した資料を用いた教材化のため、アーカイブズ専門家との連携を図る好機と捉えたい。これを機にアーカイブズに携わる皆様にご支援を請う次第である」と結んでいる。

埼玉県文書館の事例… 学校現場のニーズに応えるために

風間先生のレクチャーの後に続けて、埼玉県文書館の新井浩文先生が同館での学校支援事業の取り組みを紹介しながらコメントを頂いた。その中で、「まずは文書館とはどのような施設で、博物館と図書館との違いを認識してもらうことから始めなければならぬ」と言う。特に社会における同館の役割を理解することは大事である。そして検索システムの利用によって、どのような資料が所蔵されているかを知る必要がある。そして在職教員が作成した「資料案内」では小・中学校の教科書関係資料をホームページ（以下、HP）に掲載し、教科書で取り扱う内容が網羅されているため、利便性の高いツールだという。



学校支援の案内
(埼玉県立文書館HPから)



1902年に始まった渋沢栄一の学生支援事業の紹介展示ポスター
(渋沢は学生が学べる環境を支援した)

探究授業で必至となる古文書の解説については、現在開催していた講座の時には教員の文書館利用がアップしたこともあり、今後教員向け講習会の復活開催を提案している。また高校へ出向いて行う「出前授業」も生徒の関心を直接聞けるなど有効な手法と考え、今後は歴史探究授業は教員と文書館が意見交換することによって、お互いの距離を縮めるチャンスになるだろうと新井先生は語っている。

学校教育に対応できているか？ アーカイブズの現状と課題…

そこで筆者の住む横浜市の地域アーカイブズである「横浜市史資料室」(以下、同室)の学校支援の状況を調べてみた。ホームページによると、「同室は、横浜市に関する、関東大震災の復興期から現代までの資料を所蔵・収集・公開している機関で

表1 授業に関連する埼玉県文書館の資料紹介の一例

(4) 近世	黒船の来航	[黒船来航二付戯歌進上添書]	黒船に関する手紙		古文書
(4) 近世	黒船の来航	相州浦賀観音崎御台場大筒絵図	黒船来航以降、御台場の設置の様子	絵図	古文書
(4) 近世	交通	[日光御成街道道中絵図]	日光街道の絵図 *街道	絵図	古文書
(4) 近世	交通	[日光御成道鷹敷絵図]	鳥見 鷹場絵図	絵図	古文書
(4) 近世	新田開発	[絵図](加田屋新田絵図)	見沼新田にある加田屋の新田開発を示す絵図	絵図	古文書
(4) 近世	千島・樺太探検	[蝦夷・近邦図]	蝦夷地と北方領土が描かれた地図	図	古文書
(4) 近世	長崎貿易	出嶋惣坪数書上絵図(出島之図)	幕府が作成した出島の絵図(カラー)	絵図	古文書
(4) 近世	文化の広がり	[大相撲興行案内]	大相撲の興行		古文書
(4) 近世	村のすがた	[葛飾郡領々絵図,着色]		絵図	古文書
(4) 近世	村のすがた	村絵図	黒目川水車之図	絵図	古文書

あり、また横浜市の歴史的公文書を保存・公開する公文書館機能も担っているという。書庫等にある行政刊行物・図書については、目録が整備されていません。職員にご相談下さいと書かれており、自由に所蔵資料が検索できないのは残念である。

また同室には横浜市ふるさと歴史財団と横浜市総務、局の行政マネジメント課の二つの部署があり、横浜市史資料と歴史的公文書の二つのカテゴリーをカバーし、調査・収集から活用などを主な業務としている。

2021年12月の統計ではあるがここには約1万3千箱が所蔵され、そのうち約3千箱が歴史的公文書である。今から10年以上前の話だが、市史編集室の時代は毎年所在目録を発刊していたが、当時は予算化されず、さらに公開するための検索システムが整備されていなかった^{*4}。ところが、それらの課題は今でも進んでいなので歴史的公文書は未公開に等しいという。目録が公開されていないなら、閲覧提供の基準も不十分かもしれない。また小中高生向けの学習支援の案内はHPから見つけられなかった。いずれにしても学校と連携した教材化などの歴史学習支援づくりはすぐには望めないようだが、豊富な歴史資料を所蔵しているので目録データベースづくりだけでもどうにかならないだろうか。

余談ではあるが、公文書館機能はどうだろうかと調べてみた。行政マネジメント課による保存期限満了文書の移管業務を経由し、移管された歴史的公文書は同室において「横浜市各課文書」という目録に整理されデータベースに収納される。ちなみに2019年度は次年度廃棄予定の約47,000件の公文書を評価してわずか54件、2020年度では同じく次年度廃棄予定の約58,000件の公文書から33件が移管された結果を知った^{*4}。移管率0.08%では公文書管理法を基準にする仕組みは制度的に実施されているとは思えず、公文書館機能を持つとは言い難い。

同室への歴史的公文書の移管は行政マネジメント課の担当であり、現状では同室と審査をする時間はほとんどないようだが、非現用文書の評価・選別など予定廃棄リストが作成された段階から同室が関与できないだろうか。同室ではすでに蓄積された歴史的公文書である横浜市各課文書4,215件413箱(2021年12月現在)の整備を進めていくことが必要だとしている^{*4}。

同じ政令指定都市である相模原市では、年間平均7,800冊の廃棄予定数から約1,000冊が自前の公文書館に移管され、その移管率は約13%にのぼる^{*5}。件数と冊数の違いはあるが、移管率をベースに比較することはできる。この数字から以下のことを読み解くことができそう。それは公文書館の有無ではなく、

公文書管理の取り組み方に良質の歴史的公文書を保存・公開しようというルールと制度が横浜市にはできていないからだ。

課題山積の同室であるが、市史資料管理と公文書館機能を中途半端に統合している現状から分離独立させないと課題が解決できないかもしれない。横浜市は公文書館設立と公文書管理条例化は即刻検討すべき課題である。

終わりに

本稿ではアーカイブズでの教員の社会人研修から既に立ち上がった博物館との連携の実際など具体的な事例を挙げて筆を進めたが、歴史指導の改革は生徒にとってみれば主体性のある学びの見直しであり、教員から見れば資料類を活用した授業と指導の改善だと気がつく。そして、一口にMLAとの連携といっても戸惑う生徒も少なくはないだろう。まずは連携先の施設の特色を知っておく必要がある。

改めて指導要領地理歴史編(平成30年告示)を見てみると、「博物館や公文書館、その他の資料館などを調査・見学したりするなど、具体的に学ぶよう指導を工夫すること。その際、歴史に関わる諸資料を整理・保存することの意味や意義に気付くようにすること。また、科目の内容に関係する専門家や関係諸機関などとの円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した指導を工夫すること」と書かれ、博物館、図書館と比べて存在感の少ない公文書館がクローズアップされる時代が到来した。

全国100館にも満たない公文書館であるが、各館が所蔵資料の利活用を生徒に推し進めることが大事であり、所属する専門職(アーキビストなど)の活躍の場をさらに拡大できそう。公文書館法では専門職は当面の配置を避けていたが、これからはそうはいかなくなるだろう。地域の歴史の出来事から現代日本の課題・解決を見出すことができれば、生徒にとって楽しい歴史探求になるに違いない。筆者としては、人間の生き方を教えてくれる「歴史とは何か」について、教員と生徒が議論しあうことをまずはお願いしたい。

(敬称略)

*4 アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集令和3年度「横浜州市史資料室における歴史的公文書の公開に向けての諸問題」(金歌呉)
参考:国立公文書館の調査では国の諸機関で令和2年度保存年限満了文書300万ファイルから移管率0.4%となっている。

*5 相模原市情報公開・文書管理課による調査報告

灰になった公文書と戦史編さん

——学すべき教訓はどこに

JIIIMA 広報委員会 副委員長 認証アーキビスト ^{なが い つとむ} 長井 勉

はじめに

ここ数年、アーカイブズに関わった学者などを中心に話題を拾い集めてきた。これまで調べた限りでは、日本人で海外のアーカイブズを初めて訪れた久米邦武(1839-1931)であろう。久米は1871年から2年間にわたり海外視察を試みた岩倉使節団の一員として参加した。ベネチアのゴンドラに乗って「風に舞って天に登る気持ちだ」と夢心地の中、当地の文書館を訪れた一人である。

久米は自著の中で「時代が進むにつれてこうした古文書は散逸してしまいがちだが、何事でも過去の幼稚素朴と思われるような工夫の内にその後の進歩の原型があるのであり、それを応用発展させることで後世の進歩が可能になる」と記載している。さらに「キリシタン大名大友宗麟が欧州に派遣した使節のラテン語書簡で、大友が滅びて失った記録がイタリアに保存されていることによって、当時の日欧関係を知る手掛かりになる」と日本でもいずれ欠かせないアーカイブズ設置に思いを巡らした。

久米に続く海外のアーカイブズを訪れた学者は1901年頃パリのアーカイブズを訪れた黒板勝美(1874-1946)と1930年ロンドンの英国公文書館を調査のために連日來館した藤井甚太郎(1883-1958)ではないだろうか。黒板は1901年、東京帝国大学史料編纂員となり、1908年から2年間、私費で学術研究のために欧米各国に出張した。自著の中で、「わが国では公文書の保存方法は言うに及ばず、大社旧寺、名門右族(ゆうぞく)蔵するところ幾十万の古文書が日に散逸し煙滅しつつあるのはいかにも残念の至りである」(『明治欧米見聞録』)と日本の現状を憂い、「当時の内閣府記録課がアーカイブ機能を持つべき」だと言及した。

明治維新史の研究者である藤井は英国公文書館から入館の許可を得るまで時間を要したが、許可を得た後には足げ良く通い、幕末からの日本にない調査報告書などを見て、資源を保有できない日本が英国に丸裸にされている現状をここで知ることになる。帰国後、第26回全国図書館大会(1932年)の講演で「記録法案(ドイツ人が示した記録管理の意見書)を見ると古記録を保管する記録官を設けなければならない。またここには記録書類の散逸防止方法が書かれてある。記録館という設備をぜひと

も日本にできなければならぬ」とアーキビストの配置まで述べている。余談ではあるが、藤井は同館で「ウィリアム・アダムス(三浦按針)を知っているか。私はその子孫だ」といきなり声をかけられ驚いたという。

「アーカイブズの開祖」と自ら名乗る大久保利謙(1900-1995 大久保利通の孫)は、黒板の指導を受け、戦後日本近代史の学者ながら幕末以降の政治・経済・外交史料の収集をし、憲政資料室の基礎を築いた。そして近代史研究の必要性を説き、「戦前の日本史研究がもっていた欠陥は明治以降の歴史が歴史学の対象にならないという理由でこの分野の研究が遅れたことだった。(中略)この結果国民が近代史について正しい知識を欠くこととなった。太平洋戦争の悲劇の原因を多くあげることができらるだろうが、その一つはここにあった。各方面にわたって大きな影響を与え日本の進路を見誤ることとなった」。(『近代文書学への展開』)政策判断できる資料がなければ日本の行く末を決められない。過去の戦争から学んだ教訓を受け継ぐことができないままに、未曾有の悲劇が起きてしまった。

筆者が命名した「アーカイブズの父」である渋沢敬三(1896-1963)については、その活動に関する話題は豊富である。1925年敬三が立ち上げたアチック・ミュージアム(屋根裏博物館 現「日本常民文化研究所」)は民具・民俗資料の収集・保存、並びに漁業や水産史の研究を行い、これが敬三のアーカイブズ活動の原点となる。

そして敬三が祖父栄一の没後の心労から伊豆・三津浜に病氣療養中、たまたま見つけた同地の大川家に伝わる歴史資料を借用し、筆写して完成した漁業史研究「豆州内浦漁民史料」は農学賞を受賞した。この研究論文の前文で「論文を書くのではない。資料を学界に提供するのである。山から鉱石を掘りだし、選鉱して品位を高め粗銅とするのがわれわれの目的であって、(中略)原文書を整理して他日学者の用に供し得る形にすることがわれわれの目的なのである」と敬三は語り、この考え方がアーカイブズづくりの基盤にもなっている。後に文部省史料館(現国文学研究資料館)の設立にも積極的に協力した。人材・調査・保存を重視し、資金の提供まで尽力してアーカイブズに取り組んだ人は敬三の他にいないだろう。

興味ある話をもう一つ紹介するなら、戦後、幣原喜重郎

(1872-1951) 内閣で大蔵大臣を務めていた敬三が政策立案に必要な文書を要求しても、焼却されて存在していなかったという話も伝わる。敬三にとっては悔やみきれなかったと思われる。

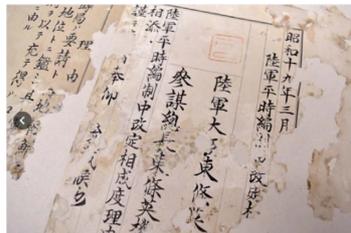
最後に紹介したいのは「公文書館法の父」と言われる岩上二郎(1913-1989)である。瓜連町長(現那珂市)から茨城県知事を経て、妻妙子の逝去によって後を受け継いで参議院議員となった。岩上とアーカイブズの付き合いは県知事時代の県史編さん事業への関りから始まり、知事退任後に茨城県立歴史館長を歴任したことによる。したがって、議員デビュー以来、所属する委員会で公文書館の必要性和公文書館の立法化を訴求した。当時の総理府担当者に「決まらないと法案は宙ぶらりんになる。国民共有の財産である重要な文書が散逸してしまってもいいのですか。賢明な判断をお願いします」と訴え続けた。回答は「職員の手が足りない。全国的に公文書が設置されたら財政困難になる」と岩上の熱意を蔑ろにする消極的なものだった。政府はこのような法律の実現については、いつの時代も及び腰だ。

そして議員立法によって1987年12月に公文書館法が成立した。我が国が記録を残すことに不得手な宿痾から脱出できる切り札と期待したが、施行から40年近く経つ今、公文書館の実現に努力している自治体はどれだけあるだろうか。そして「アーキビストが育ち、そして十分に機能するようになって、公文書館は初めて日の当たるところに出たということになる」という言葉を残した岩上は、1990年国際文書館評議会(ICA)から公文書館法の業績を称えられて、名誉メダルを授与された。惜しいことに同年77歳の生涯を終えた。

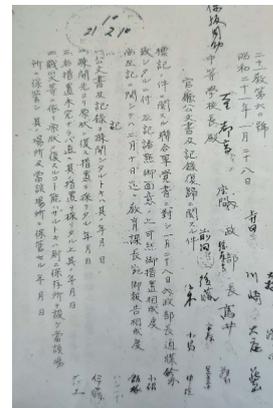
さて、本稿では1945年8月15日を境に生死を分けた公文書とその保存と戦史編さんに関わった軍人をテーマにしてみた。それは天皇による終戦を告げる「放送」の後、市ヶ谷の大本営だけでなく、各地の自治体の焼却炉から黒煙が途切れることなく続いた公文書焼却である。その目的は戦争責任を取りたくない、戦争裁判に対する証拠隠滅のためでもある。これらの公文書が「民主主義の基本的なインフラ」と考える人も当時はなく、軍命に従い、自分たちの都合で燃やし続けた。無責任な公文書の扱いはこの時から始まったと耳にすることがある。

だが玉音放送を聞きながら、「残念ながら戦いに敗れた。しかし我々の戦った事実を民族の記録として後世に伝えなければならぬ」^{*1}と誓った人もいた。公文書焼却の事実だけが切り取られ、大きく伝わるが、このような状況下で軍命を無視して、防衛省の戦史アーカイブにつながる公文書を収集し、戦史編さんに取り組んだ元軍人の話を取り上げてみたい。

終戦直後に始まった焚書



焼け残った状態で発見され、修復された公文書



「官職公文書及び記録復帰に関する件」
(神奈川県立公文書館所蔵)

8月15日終戦記念日になると思い出すのがこの写真である。1996年に戦時中に陸軍省、参謀本部などがあった市ヶ谷台敷地内から焼け残った状態で発見され、修復されたものである。だが、筆者がこの写真をどこで見つけ、収集したのか、出典も分からないことをお許しいただきたい(もしかしたら防衛省防衛研究所所蔵の写真かもしれないが)。この天皇の決裁を仰いだ「御裁可書」は焼却後、灰にならずに残った貴重な軍の歴史資料である。戦後直ちに下された公文書の焼却命令は、戦犯裁判にまで影響を与えることを覚悟していたのかかわからないが、その当時陸軍の反対を押し切ってポツダム宣言を受け入れ、終戦へと導いた鈴木貫太郎(1868-1948)内閣で閣議決定された。

そして同台では焚書の黒煙が1945年8月14日午後から16日まで続いたという。8月15日の陸軍中央の様子について「台上ハ日夜書類焼却ノ為炎ノ揚ルヲ見ル、敗戦ノ憂状明ナリ」(『宮崎周一中將日記』)^{*2}と書かれ、東京日日新聞(1951年8月17日付)に掲載された小説「第770頁・見えざる歴史(8月15日)」(小畑武三著)では生々しく次のように書かれている。「あらゆる秘密書類を焼いてしまえ、図書も焼け、焼いて灰にしてしまえ、という命令が出た。(中略)書庫から、本箱から、机の袖出から、倉庫から、カバンの中から、ありとあらゆるところから赤表紙の本が洪水のように運び出される。その夥しい本をだれがつけたか黒煙をあげ、炎々と燃え上がる火の中に無慈悲に引き裂き、バラバラにして容赦もなく放り込む。(中略)火勢がどっとまた強くなり、蛇の舌のような真紅な火先きがひととき空高く立ち上りました」という描写は敗戦が残すべき記録を葬った時でもある。

*1 『太平洋戦争と富岡定俊』(史料調査会編纂)

*2 『主戦か講和か』(山本智之)

さらに焼却命令は市町村の兵事文書にまで及んだ。一例であるが、8月18日には武蔵野警察署長は東京連隊区司令官よりの通牒に基づき、管下各町村長に「召集、徴兵、点呼関係書類ハ一切速ニ焼却ス」を指示している^{※3}。戦争犯罪に無関係と思われるような動員文書も焼却対象だった。また新聞社にも戦争に関する記録写真をすべて焼却すべしという命令があった。当該写真から軍の幹部に悪影響が及ぶことを危惧していたのだろう。

余談であるが、焼却の際に、評価・選別もないままに、人事記録まで処分してしまった。そのため、講和後に軍人恩給が復活したとき、判定に苦労した。該当する軍人・軍属には申請書に同一部隊の戦友二名の証明を添付することで間に合わせたという。この話、社保庁の消えた年金記録事件を思い出させる。そればかりか、当時の陸軍大佐によれば、「終戦に関する書類及び記録は極力作成せず、万一発覚の場合の心構えとしていた。関係上司への報告・連絡は極力口頭で実施し、書類を先方へ渡さないことにしていた^{※4}」。議事録を恣意的に作成せずに、問題が起きた時に記録文書からも検証に利用できない狡猾な考えは今に始まったことではなかった。

証拠隠滅を図る公文書の焼却の事実を知るGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）は、終戦から5ヶ月を過ぎた1946年1月3日、陸軍大佐H・W・アレンから日本政府に対する覚書終戦連絡中央事務局経由で命令書を発出した。その内容は、「戦時中並びに終戦後日本政府の諸省並びにその他の諸官庁機関において、諸記録綴込公文書その他の書類を、これらの諸省諸官庁諸機関におけるその正常の公式保存所以外の場所に移せり、且つかかる記録綴込公文書その他の書類にして焼失したるものもあり。よって次の如く命令す」と書かれ、①正常な公式場所に返還すること。②保管場所が破壊され、または他の理由により不適當である場合、適切な保存場所を選定設置し届けること。③焼失したらその複製を保存できない場合は表を作成し提出すること。④移管と場所を届けること。⑤日本政府は諸省、諸官庁、諸機関のすべての官公吏職員に対して、公文書類をその正常な公式保存場所に返還すべき指令を遂行するに必要な命令を発すること。

つまり持ち出された公文書は元の保管場所へ返還するだけでなく、焼却された文書の控えがあれば正しい保管場所に返還することまで命じた。まっとうな戦犯裁判が行われないことを危惧しただけでなく、先の大戦の歴史を編むことに必要なGHQの指示でもある。客観的な立場で、関与した軍人に頼らずに戦史

を編さんすることが当たり前の米国だからだ。だからGHQは保存対策の一つとして、素早くゴードン・プランゲ博士を戦史室長に任命し、1945年から1949年までの約10万点以上の図書・印刷物・写真などを収集・移管した。今ではメリーランド大学の図書館にプランゲ文庫として一般に開放している。

難を逃れた機密文書の行方

当時官房文書課事務官が「選択なしに全部燃やせということで、内務省の裏庭で3日3晩、炎々と夜空を焦がして燃やしました」と回想するが、法廷で焼却されたという証言を覆すような密かに移動された書類もあったという事実を知った^{※5}。機密戦争日誌、大本営政府連絡会議審議録、大本営政府連絡会議決定綴、御前会議議事録、大陸命（大本営命令）、大陸指（総長の指示）、上奏書類（作戦計画及び大命発動などに関する上奏）、機密作戦日誌（往復軍機電報が主）などの機密文書が庶務担当の将校によって密かに隠され、その将校やその知人などによる個人的なリレーによって保管され灰と化すことはできなかった。一体どの位の量が隠されたのかは不明であるが、軍の戦後処理を担当していた復員局も知らないままに、少数の個人の手で守られて来たことを「何か泥棒でもしたように追われる者の辛さを味わったものだ」と述懐している^{※6}。

そしてGHQの眼を逃れて保管していた史実調査部長の退職に伴って、1946年12月後任の服部卓四郎（1901-1960）に引き継がれた。服部の名前を聞いて何か気が付く人は少なくはない。1939年5月から9月、服部は辻正信（1902-1961以降消息不明）と共にノモンハン事件の作戦を担当した軍人だ。日本・満州とソ連・モンゴル国境侵犯の軍事衝突、いわゆる日ソ国境紛争である。この紛争で作戦指揮を執った服部は一師団が壊滅的な打撃を受け、結果的に失敗だった。その原因は軍中央と現地部隊との意見の不一致、情報の軽視、兵力の逐次投入、兵站の無視であったという^{※7}。

本来は貴重な記録になるはずだったノモンハン事件、半藤一利は「その失敗を将来の教訓のために残すことはほとんどない。組織にとって失敗が一番教訓になる。失敗を学ぼうという声はあがるが、本当にやることはない^{※8}」と厳しい批判をした。教

※3 「現代歴史学と戦争責任」（吉田裕）

※4 2と同じ

※5 3と同じ

※6 『大東亜戦争戦史』（服部卓四郎）

※7 『ノモンハン 責任なき戦い』（田中雄一）

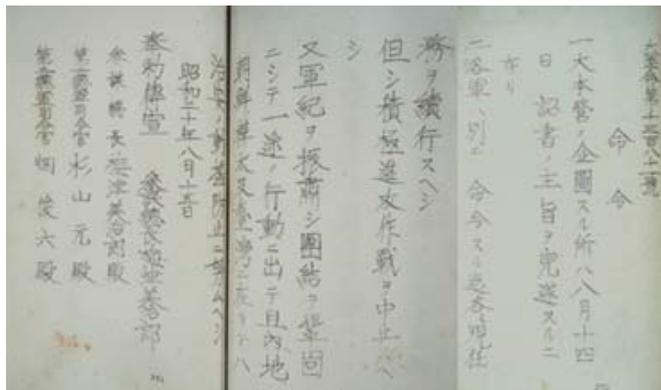
※8 『語り継ぐこの国のかたち』（半藤一利）



服部卓四郎



富岡定俊



大陸令第1381号「命令」(防衛研究所所蔵)「終戦の詔書の趣旨を完遂するにあたり、各軍は積極進行作戦を中止すべし」

訓を学ばずに勃発した太平洋戦争でも服部は作戦課長を務め、1946年6月帰国した後、第一復員庁史実部や復員局資料整理部長を約6年務め、1947年からゴードン・プランゲ博士も在籍するGHQ歴史課に5年間勤務して戦史編さんに従事した。服部はGHQ調査団にも協力し、双方からの情報を取得したはずだ。

この時を同じくして、米国は日本降伏の実態を調査するために戦略爆撃調査団が文官、将校、下士官あわせて千人以上が日本に派遣された。この時、服部など日本側の調査員も動員され、官庁以外の団体や地方にも乗り込み関係資料を集めた。当然焼却された事実には激怒したという^{※9}。後に100種類以上の報告書を作成した。

同調査団の報告は『日本戦争経済の崩壊』(正木千冬訳)として刊行され、はじめて日本国民が利用できる戦時中の経済資料は、敗戦理由を知るだけでなく、将来の日本を展望する報告書でもある。余談だが、日本が公表した統計数字との隔たりに、連合国軍最高指令官ダグラス・マッカーサー(1880-1964)は、当時の吉田茂(1878-1967)首相に苦言をこう呈した。「戦争中から食糧輸入の数字はおかしい」と。

話を戻すと、戦後服部は戦史編さんに努力し、1951年頃には発刊できる状況にあったらしい。だが密かに収集した史料を駆使して、さらに史実の編さんを目指すには、機密書類を活用できる講和条約を待たねばならなかった。そしてさらに編さんに集中した結果、1953年6月『大東亜戦争全史』1,500頁を脱稿した。服部ら陸軍将校が執筆した全4巻からなる「大東亜戦争全史」が1953年に出版された。この戦史は1966年から順次刊行された「戦史叢書」まで準公式な戦史として扱われ数ヶ国語にも翻訳されている。

服部は「主観を交える表現を避けて、事実と経緯の限定をしたがやはり若干、主観が出た」と反省しているが、労作に安堵してこう語っている。「戦争本質の探求を避ける態度を以って今日に至っている。このようなことで次の戦争の惨禍から逃れ得るだろうか。果たして文化国家を完成し得るだろうか。(中略)

戦略指導の中樞の一員として生きてきた私の強い信念であり、拙著がその礎石となれば一つになりえるならば望外の幸せである^{※10}と。「あとがき」では「私はあくまでも戦争という現実と取り組み、これを研究して、これと対決することが、新日本将来の命運に対処するため不可欠のことと信じている^{※11}」と述べ、2つの戦争体験から歴史的事実を避ける日本の将来を憂いている。ちなみに著書はベストセラーになり、1956年には改めて同書房から8分冊で刊行された。

一方、海軍でも同様に機密文書の隠匿が起こった。天皇の戦争責任、戦犯問題を恐れて「大海令」についても焼却の命令が下りた。終戦時の軍令部作戦部の富岡定俊(1897-1970)はこう述懐する。「私もこれを焼こうと考えたが、戦死者の遺族が困るだろうと思って焼かずして隠した。戦争に赴いたのはすべて天皇の命令であるという証拠がないと遺族は迷うであろう」と語り、隠匿した機密文書については「富岡は部下に命じ、いずこかへ隠させた。そして、連合軍の追及に対し、富岡は“書類は焼却した”と突っぱねた^{※12}」という。

結局転々とした御前会議議事録などは、ドラム缶に詰めて地下に隠し、また表紙を変装するなどして、占領時代の終了を待って戦争史の編さん用に利用されることになった。まずは作戦関係資料蒐集委員会が設置し、富岡が第二復員大臣官房史実調査部長となった。同時に米国から戦略爆撃調査団が派遣されて、収集調査にあった。20名の部員で戦史編さんの基礎資料の収集・編さんをして1951年に、全18巻で刊行した^{※13}。後に富岡は史料調査会理事長を務め、公職追放となったが、1955年防衛庁顧問に就任している。服部も警察予備隊(陸上自衛隊の前身)が設立当時、幕僚長のポストの話があったが、2度の作戦課長職が影響したのか反対者も多く実現しなかったという。

※9 『陰謀の日本現代史』(保阪正康)

※10 6と同じ

※11 6と同じ

※12 3と同じ

※13 1と同じ

結局、戦史編さんに活用された機密資料類は、防衛庁防衛研修所(当時)の戦史室に移管された。ここでは旧陸海軍関連史料の収集及び整理が続けられ、1955年には戦史編纂に活用された資料が一般に公開された。1960年防衛研究所と改称され、2001年には史料室が改編されて、総務大臣から公文書館等に類する機関として指定を受けた。今では防衛研究所戦史研究センター史料室となり、内閣総理大臣から歴史的資料等の適切な管理を行う施設として指定を受けた^{※14}。

戦後復員省で旧陸軍担当は服部、旧海軍担当は富岡を中心に進めた戦史編さん事業だったが、焼却を逃れて収集した資料なども含めて、公開までに30年以上を要した。同室では、現在公文書など約167,000冊(陸軍史料約59,000冊、海軍史料約41,000冊、戦史関連図書等約67,000冊)を保存している^{※15}。二度と起こしたくない戦争を伝える記録資料と向き合った軍人が伝え聞いた「この我々の戦った事実を民族の記録として後世につたえなければならぬ」というある皇族から聞こえる鎮魂が支えだったに違いない。近年の公文書を取り巻く不祥事から思うことは、失敗から学ぶための歴史資料が失われた事実を後にどのように生かしたのかである。

GHQからの支援

アーカイブズではないがGHQによる占領政策の続く中、1948年国会図書館の開館への引き金を調べてみたら米国からの勧告だった。新たな国会図書館の設立に対して、調査研究には不十分であると指摘された。米国から使節団を招き、彼らの提言で誕生したのが米国議会図書館をモデルとしたのが国立国会図書館である。一方歴史資料のアーカイブズへの訴求、つまり記録を残し、保存公開する施設の設置の機運は戦後4年経過した1949年に始まった。衆議院議員議長幣原喜重郎への「史料館設置に関する請願及び趣意書」はGHQへ予算要求3千万円(今なら2.5億円相当)につながったが、結局は約900万円(同じく7千万円相当)となった。新規施設の建設は難しく、東京・戸越の旧三井文庫を取得して1951年開館の文部省史料館となった。有難いことに、GHQは占領国のアーカイブズに関心を持ち、支援してくれていた。その後、紆余曲折を経て、日本学術会議からの「国立公文書館設置の要望書」は1958年9月に発出し、1971年に開館となった。

※14 「アーカイブズ第63号」(国立公文書館)

※15 防衛研究所戦史研究センター史料室 HP https://www.nids.mod.go.jp/military_archives/about_military_archives.html

※16 2015年10月7日毎日新聞「記者の目」

情報公開法から公文書管理法へ

戦後の政党政治の特色は、与党側は憲法改正などをテーマに掲げるが、結局は手間のかかる課題には真剣な取り組みを避け、幾多の汚職事件で政党への信頼が低下を続ける中、野党になった政党は必死に与党つぶしに専念するだけで党の方針を置き去りにし、政党が支持を得られなければ離合集散を繰り返す傾向にあった。情報公開制度についても、そもそも自民党政治の情報の独占は、政治家と官僚にとって権力の源だからできれば避けたい制度だった。

この制度改革は、1976年結党の新自由クラブと大平正芳首相との政策協定によって、1999年「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が公布され、2001年4月に施行された。国民の知る権利と政府の透明性を高めることになったが、ある意味では政党間の政策協定がらみがトリガーだったとは情けない。

そして情報公開を支える公文書については、その理念が組み込まれた公文書管理法が生まれ、主権者である国民が利用できる、現在だけでなく将来の国民への説明責任を全うする目的が掲げられた。この法律は制定時に30本を超える5年目の見直しでの付帯事項があったが、見直し前に不誠実な事件が起こった。集団的自衛権の行使を容認した閣議決定に際して、内閣法制局が国の将来を決定する経緯を記録した公文書の不作為が発覚したのである。法の番人といわれる法制局には「途中経過が外に出ると誤解が広がる。事案が機微なほど記録は取らない傾向にあった^{※16}」という信じられない文化があったという。その後、公文書管理に伴う誠実らしさが感じられない不祥事は枚挙にいとまがない。

たとえば2019年に表面化した「桜を見る会」の招待者名簿事件、当時の政権の対応は公文書管理法を冒瀆するようなものだった。記録がなければ全て闇の中に葬られる。公文書を国民のものとは全く考えずに、歴史を灰にした国家的な愚行の結果、反論すらできなかった敗戦国日本だったが、それから70年を経過しているにも拘わらず、法律に違反し、誠実な公文書管理の運用が決して定着しているとは思えなかった。最近メディアを賑わす不祥事は聞かれないが次政権においては、内閣の事務として「法律を誠実に執行し、国務を総理すること」が掲げられている憲法第73条を見つめなおし、歴史から学ぶ教訓を生かして欲しいものである。(敬称略)